

**プラットフォームサービスに関する研究会
誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関する
ワーキンググループ**

今後の検討の方向性

令和 5 年 9 月

事務局

目次

I. 訹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの開催	3
II. 本WGの検討の背景	5
III. プラットフォーム事業者による誹謗中傷等の違法・有害情報の削除等に関する具体的な検討の方向性	7
1. プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務	7
2. プラットフォーム事業者に対する規律.....	9
(1) 対象とする事業者	9
(2) 事業者による違法情報の削除等に関する枠組み	10
ア 削除等に関する基準	10
イ 運用状況の公表.....	13
ウ 運用結果に対する評価	14
(3) 取組状況の共有	15
3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割（監視、削除請求権、削除要請等）	16
(1) 個別の違法・有害情報に関する罰則付の削除義務	16
(2) 個別の違法・有害情報に関する公的機関等からの削除要請	16
(3) 違法情報の流通の監視	17
ア 違法情報の流通の網羅的な監視.....	17
イ 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視	17
ウ 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの停止・凍結等	18
(4) 権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化	18
(5) 権利侵害性の有無の判断の支援	19

ア 権利侵害性の有無の判断を伴わない削除（いわゆるノーテイス アンドテイクダウン）	19
イ プラットフォーム事業者を支援する第三者機関	19
ウ 裁判外紛争解決手続（ADR）	20
4. その他.....	21
(1) 相談対応の充実	21
(2) DM による被害への対応	21
(3) 特に青少年にまつわる違法・有害情報の問題	21
(4) その他炎上事案への対応	22

I. 訹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの開催

プラットフォームサービスに関する研究会（以下「本研究会」という。）では、2020年9月に総務省が公表した、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づき、プラットフォーム事業者による誹謗中傷を含めた違法・有害情報対策の取組に関する透明性やアカウンタビリティの確保方策の取組状況について、自主的な取組の報告を求めること等によりモニタリングを実施してきた。

2022年8月に本研究会が公表した「第2次とりまとめ」では、プラットフォーム事業者からの取組状況に関する質問への回答状況について、一部で前年（2021年）より進展がみられるものの、プラットフォーム事業者による削除等が過不足なく行われているかを判断するという観点からは、透明性・アカウンタビリティの確保について不十分な点があったことから、透明性・アカウンタビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要であると取りまとめられた。

これを踏まえ、2022年12月に、①プラットフォーム事業者による削除等の透明性・アカウンタビリティ確保のあり方、②違法・有害情報の流通を実効的に抑止する観点からのプラットフォーム事業者が果たすべき役割のあり方をはじめとした誹謗中傷等の違法・有害情報への対策を主な論点とした上で、専門的な観点から集中的に、本研究会の下の「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」（以下「本WG」という。）にて議論を開始した。

本WGでは、本研究会における有識者からの発表や関係者からのヒアリング、アンケート調査の結果等に加え、プラットフォーム事業者、誹謗中傷等の被害者等、ユーザの声を幅広く集めながら検討するため、本WGにお

ける検討アジェンダに関する意見募集を実施した上で、検討アジェンダを決定し、1．違法・有害情報の流通状況、2．プラットフォーム事業者の責務、3．プラットフォーム事業者による削除等の透明性・アカウンタビリティ確保のあり方、4．違法・有害情報の流通を実効的に抑止する観点からのプラットフォーム事業者が果たすべき役割、5．その他について、有識者、誹謗中傷等の被害者、プラットフォーム事業者及び業界団体などの幅広い関係者からヒアリングを実施しつつ、検討を行った。

本「今後の検討の方向性」は、本 WG において検討された内容について、今後、引き続き議論を要するとされた項目も含む検討状況について、整理を図るものである。なお、取りまとめに当たっては、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策が表現の自由等に関わる論点であることから、意見募集に加えて、より慎重に多くの方々からの意見を募集し、反映させるべく、再意見募集を実施した。

II. 本WGの検討の背景

誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報の流通は引き続き社会問題であり、その対策は急務である。総務省の違法・有害情報相談センターに寄せられる相談件数は、令和4年度も5,745件¹となっており、依然として高止まりしていることから、違法・有害情報の流通は引き続き深刻な状況であると考えられる。

これまで、その対策として、総務省では、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づき、プロバイダ責任制限法の改正による発信者情報開示請求に係る裁判手続の迅速化（令和4年10月施行）や、ICTリテラシー教育の充実、相談対応の充実等に取り組んできた。また、法務省においては、刑法改正による侮辱罪の法定刑の引き上げ（令和4年7月施行）等の取組を行ってきた。その後、発信者情報開示の裁判の受付件数²や侮辱罪の検挙件数が増加しており、これらの取組は、加害者に対する損害賠償請求や罰則の適用等を通じて、誹謗中傷等の被害の救済や抑制に貢献していると考えられる。

しかし、被害者からは、投稿の削除に関する相談が多く、相談件数全体の約3分の2を占めている状況であり³、被害者による投稿の削除を迅速に行いたいという希望への対応の検討が必要である。

投稿の削除のためには、①プラットフォーム事業者等を相手方とする裁判手続（典型的には仮処分）による削除と、②プラットフォーム事業者が定める利用規約等に基づく裁判外での削除の2つの手段が存在する。しかし

¹ 参考資料4 違法・有害情報相談センターにおける相談件数の推移

² 発信者情報開示に関する本案訴訟によらない裁判の受付件数（東京地裁）は、2019年1月から12月までは630件（仮処分申立て）であったが、2022年10月から12月までは554件（新たな裁判手続）であった。また、侮辱罪の検挙件数は、2021年に38件であったのに対して、2022年は52件であり、増加している。

³ 参考資料4 誹謗中傷等の被害経験、目撃経験に関するアンケート調査

ながら、①裁判手続による削除は、被害者にとって金銭的、時間的に利用のハードルが高く、利用数が少ない状況となっている。一方、②事業者の利用規約等に基づく裁判外での削除は、金銭的、時間的なコストも低く、一般的に利用されている。

このため、誹謗中傷等の情報の流通による被害の発生の低減や早期回復を可能とするためには、事業者による判断が可能な情報であれば、裁判上の法的な手続と比較して簡易・迅速な対応が期待できるという観点からも、プラットフォーム事業者の利用規約に基づく自主的な削除が迅速かつ適切に行われるようになることが必要である。

一方で、プラットフォーム事業者の利用規約に基づく削除については、利用規約の内容が日本の法令や被害実態⁴を十分には考慮していない、削除の申請窓口が分かりにくいといった課題があり、必ずしも十分には機能していない場合があると考えられる。

本 WGにおいては、このようなプラットフォーム事業者の利用規約に基づく迅速かつ適切な自主的な削除を実現するため、事業者の責務、削除等⁵の基準の策定・公表等の違法情報の流通低減のための枠組み、自主的な削除を促す観点から送信防止措置請求権の明文化等について検討した。

⁴ 「被害実態」は、権利侵害情報の流通によって生じる被害の実態を指す。以下同じ。

⁵ 「削除等」は、例えば、問題となる投稿の削除・表示順位の低下、そのような投稿を行ったアカウントの凍結・停止、投稿に注意喚起を促すラベルの付与、当該サービスにおける検索結果からの排除・表示順位の低下、特定の地域での表示制限といった、違法・有害情報の流通を抑止するために講じる措置を指す。これには、投稿を行った利用者自身に通知されない形で実施される投稿の非表示又は表示順位低下等の措置を含む。以下同じ。

III. プラットフォーム事業者による誹謗中傷等の違法・有害情報の削除等に関する具体的な検討の方向性

1. プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務

不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できるサービス（以下、本「今後の検討の方向性」においては、このようなサービスを指して「プラットフォーム」といい、このようなサービスを提供する者を「プラットフォーム事業者」という。）については、情報交換や意見交換の交流の場として有効であるものの、誰もが容易に発信し、拡散できるため、違法・有害情報の流通が起きやすく、それによる被害及び悪影響は即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすい。また、誹謗中傷等を含む情報の削除等に関する責務が法的に明確に位置づけられていないため、プラットフォーム事業者の中には削除対応等の取組が不十分である者もあるとの指摘もある。

このようなプラットフォームを提供する事業者については、誹謗中傷等を含む情報が現に流通している場を構築し広く一般にサービスを提供していること、投稿の削除等を大量・迅速に実施できる立場にあること、利用者からの投稿を広く募り、それを閲覧しようとする利用者に広告を閲覧させることなどによって収入を得ていることなどから、個別の情報の流通及びその違法性を知ったときやその違法性を知るに足る相当の理由があるときは、表現の自由を過度に制限することがないよう十分に配慮した上で、プラットフォーム事業者は迅速かつ適切に削除を行うなどの責務を課すべきと考えられる。

この責務の対象とする事業者については、違法・有害情報が流通した場合の被害の大きさ（拡散の速度や到達する範囲、被害回復の困難さ等）、事業者の経済的活動（特に新興サービスや中小サービスに生じる経済的負担の問題）や表現の自由に与える影響、削除等の社会への影響等を踏まえ、その範囲を限定することなど、さらに検討することが適当であ

る。

なお、その際、内外無差別の観点から、エンフォースメントも含め、海外事業者に対して国内事業者と等しく責務が課されるようにすることが適当である。

また、この責務の対象となる情報の範囲については、誹謗中傷等の権利侵害情報とするか、個別の行政法規（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、職業安定法等）に抵触する違法情報も対象に含めるなど、さらに検討することが適当である。個別の行政法規に抵触する情報を対象に含めるか否かの検討の際には、行政法規については行政機関でなければその適用の可否の判断が困難であるとともに、個別具体的な行政法規の立法過程において保護法益と特定の情報の流通を制限する利益との衡量が図られるべきであり、当該情報の包括的な削除を義務付けることは不適切であるとの指摘がある点にも考慮することが適当である。加えて、受信者の属性や文脈によって外延が変化する有害情報については、法律上の定義も困難であること等から、法的な枠組の中で情報の流通を低減すべき対象として位置付けるべきか、慎重に検討することが適当である。

2. プラットフォーム事業者に対する規律

プラットフォーム事業者による利用規約等に基づく削除等については、例えば、削除等の基準について、利用規約違反の情報は削除できる旨の曖昧な書き方となっており不透明、削除等の基準や体制が日本の法令や被害実態に即していない、利用者にとって削除の申請の窓口や申請フォームが分かりにくく、申請が適切に対応されるか不透明といった課題が指摘されている。

このような課題に対応し、1. で述べた責務の達成及びその実効性や透明性を確保するための具体的な措置について、検討することが適当である。

(1) 対象とする事業者

この規律の対象とする事業者の範囲については、違法・有害情報が流通した場合の被害の大きさ（拡散の速度や到達する範囲、被害回復の困難さ等）、事業者の経済的活動（特に新興サービスや中小サービスに生じる経済的負担の問題）や表現の自由に与える影響、削除等の社会への影響等を踏まえ、権利侵害情報の流通が生じやすい不特定者間の交流を目的とするサービスのうち、一定規模以上のものに对象を限定することが適当と考えられる。

また、内外無差別の原則を徹底する観点から、エンフォースメントも含め、海外事業者に対しても国内事業者と等しく規律が適用されるようにすることが適当である。

(2) 事業者による違法情報の削除等に関する枠組み

ア 削除等に関する基準

① 削除指針

プラットフォーム事業者は、自ら利用規約及びポリシーを定めて削除等を実施している。

しかしながら、プラットフォーム事業者の利用規約等に基づく削除等に関する本研究会におけるヒアリング結果⁶や被害者等からの指摘によれば、削除等の基準が必ずしも明らかではない事業者も存在すると考えられる。特に、海外事業者については、ポリシーがグローバルに適用される前提で作成されていることもあり、削除等の基準が日本の法令や被害実態に則していない、日本における削除等の基準が不透明であるとの指摘がある。

このため、利用者にとっての透明性、実効性の観点から、削除等の基準について、海外事業者、国内事業者を問わず、投稿の削除等に関する判断基準や手続に関する「削除指針」を策定し、公表させることとするべきである。その際、削除指針をあまりに詳細に定め公表することにより、悪意ある投稿者によって、削除指針を参考に削除対象となることを避けながら投稿するという悪用が行われうるという指摘がある。これを踏まえ、削除指針の策定を求めるに当たっては、求める記載の粒度について留意する必要がある。また海外事業者については、例えば、グローバルなポリシーとは別に、日本の法令や被害実態に則した「削除指針」を策定、公表させることを含めて、「削除指針」の形式や内容については、引き続き検討することが必要である。

「削除指針」の策定、公表に当たっては、日本語で、利用者にとっ

⁶ 参考資料6 プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果

て、明確かつ分かりやすい表現が用いられるようにするとともに、日本語の投稿に適切に対応できるものとすることが適當である。

また、この「削除指針」において削除等の基準を定めるべき情報の範囲について、更に検討する必要がある。

② 運用体制の整備

プラットフォーム事業者における削除等の実施に係る運用体制について、日本の文化・社会的背景や法律を踏まえた対応がなされるよう整備を求めるべきとの指摘がある。他方、体制については法律において詳細を定めるべきではなく、各事業者の自主的な判断に任せるべきとの意見もある。

これらのことから、プラットフォーム事業者の自主性や負担に配慮した上で、我が国の法令に照らし迅速かつ確実に行うための運用体制の整備について、一定の規律を導入するか否か検討する必要がある。

③ 申請の手続等

○ 措置申請窓口の明示

プラットフォーム事業者は、現在、被害者等が削除等の申請等を行うための窓口やフォームを設置し、申請等を受け付けている。

しかしながら、これらの窓口については、被害者等から、所在が分かりにくいとの指摘や、日本語での申請が困難、十分な理由の説明ができないなどの指摘がある。

このため、プラットフォーム事業者に、削除申請の窓口や手続の整備を求めるべきである。その際、被害者等が削除等の申請等を行うに当たって、日本語で受け付けられるようにすること（申請等の理由を十分に説明できるようにすることを含む。）や、申請等の窓

口の所在を明確かつ分かりやすく示すこと等を義務付けることについて検討することが必要である。

○ 申請に対する対応状況の透明化

プラットフォーム事業者は、削除等の実施に係る申請等を受けた場合に、必ずしも、申請等を受け付けたか、その申請等に応じたかといったことを当該申請等を行った者（以下「申請者」という。）に対して通知していない。

申請等が受け付けられたか否かに関する通知がないと、申請者は、プラットフォーム事業者における認識の有無が分からず、申請等に基づく対応結果に係る通知がないと、申請等に対する対応状況や削除等が実施されなかった場合に、申請方法が悪かったのか、証拠が不十分だったのか等を申請者において把握することが困難であり、異議申立等が困難との指摘がある。

このことから、プラットフォーム事業者が申請等の受付通知を申請者に対して行うことやその全ての判断について理由を説明されること等が考えられるが、申請件数が膨大となり得ることも前提にさらに検討することが適当である。その際には、例えば、一定の要件を満たす申請があった場合に限って、申請者に対してかかる事項を通知する等の方策についても検討することが適当である。

○ 発信者に対する説明

プラットフォーム事業者が投稿の削除等を講ずるとき、異議申立ての機会の確保等の観点から、対象となる情報の発信者に対しても、投稿の削除等を講じた事実及びその理由について、当該発信者に対する説明を行うことが適当であるとの意見がある。

このため、プラットフォーム事業者が投稿の削除等を講ずるときに

対象となる情報の発信者に対してその事実及び理由を説明することについて、一定の規律を導入するか否か検討する必要がある。

○ 申請の処理に関する期間の定め

現在、プラットフォーム事業者の中で申請に対する標準処理期間を定めているものは確認されていないが、申請の処理に関する期間を定めることによって、迅速に審査し、対応を判断することが期待される。プラットフォーム事業者が具体的な処理期間内に対応を行うことで、違法・有害情報の拡散防止に寄与し、被害者救済に資するとの意見がある。

これに対して、当該期間を定めると、事業者が自ら定めた期間を遵守することだけにとらわれて申請内容を十分に吟味できず、的確な判断ができなくなり、結果として発信者の表現の自由に著しい影響を及ぼしかねないといった問題が生じるとの指摘がある。

他方、プラットフォーム事業者が、申請内容の権利侵害性の有無の判断に時間がかかるのであれば、その旨及びその理由について、申請者に対して説明するべきとの意見もある。

このため、投稿内容やその分量によって判断に要する期間が異なるという意見も踏まえ、事業者による的確な判断の機会を損なわない範囲内で、プラットフォーム事業者に対し、一定の期間内に、処理状況（送信防止措置を講じた事実、講じない事実及びその理由、検討中である旨及びその理由）を通知等の方法により申請者に情報提供することを義務付けるか否かについて検討する必要がある。

イ 運用状況の公表

プラットフォーム事業者においては、削除等の取組について、各社が独

自に透明性レポートを公表しているほか、本研究会における発表を行っている。しかしながら、プラットフォーム事業者の削除等の取組状況については、昨年本研究会において実施したヒアリング結果や被害者等からの指摘によれば、その運用状況は必ずしも明らかではないと考えられる。

このため、プラットフォーム事業者の説明責任を確保する観点から、諸外国の取組も踏まえつつ、事業者の取組や削除指針に基づく削除等の状況⁷を含む運用状況の公表について検討することが適当である。

公表の対象とする事項については、その公表の意義を十分に吟味することや、サービスの特性等を踏まえつつ検討されることが求められるとの意見もあることから、その内容を精査することが適当である。

ウ 運用結果に対する評価

プラットフォーム事業者各社は、削除等の取組状況とその評価と改善について、独自に透明性レポートを公表しているほか、本研究会においても発表を行っている。

しかしながら、プラットフォーム事業者の利用規約等に基づく削除等に関する本研究会におけるヒアリング結果からは、必ずしも全ての事項が明らかにされてはおらず、その評価と改善については、そもそもその運用状況に関する公表事項が限定的であるため、外部の評価が困難であるとの課題がある。

他方、運用結果の公表については、個人情報や秘匿性の高い情報を守る必要性等を踏まえて、プラットフォーム事業者における一定程度の柔軟性と裁量が保たれるべきとの意見がある。

このため、運用結果に対する自己評価について、プラットフォーム事業

⁷ 「削除等の状況」は、削除の申出状況、実際の削除件数、削除を実施した具体的なケース等が考えられる。

者の柔軟性と裁量を一定程度保った上で、義務付けの可否や、義務付ける場合の自己評価の客觀性や実効性を高める方法等について、検討することが適当である。

検討に当たっては、外部からの検証可能性を確保することが必要であるものの、評価の結果に関する情報を前述の運用状況と併せて公表することで利用者や被害者の利益を害さないようにすることが適当である。

(3) 取組状況の共有

本研究会では、これまで、個別のプラットフォーム事業者や個別のサービスのみならず、日本の利用者に関連する違法・有害情報の全体の流通状況を俯瞰するとともに、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況の共有を行ってきた。

こうした違法・有害情報の全体の流通状況やプラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況については、継続的かつ専門的に把握することが重要であり、そのための場の在り方を含め、具体的な方策について検討することが適当である。

その際、情報の取扱いについて、個々の投稿の内容を扱う場合、当該情報が個人情報保護法上の「個人情報」に該当する可能性があることや、その内容によってはプライバシーの問題が生じること等の課題についても検討する必要がある。

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割（監視、削除請求権、削除要請等）

（1）個別の違法・有害情報に関する罰則付の削除義務

違法・有害情報の流通の低減のために、プラットフォーム事業者に対して、大量に流通する全ての情報について、包括的・一般的に監視をさせ、個別の違法・有害情報について削除等の措置を講じなかったことを理由に、罰則等を適用することを前提とする削除義務を設けることも考えられる。

しかしながら、このような個別の情報に関する罰則付の削除義務を課すことは、この義務を背景として、罰則を適用されることを回避しようとするプラットフォーム事業者によって、実際には違法・有害情報ではない疑わしい情報が全て削除されるなど、投稿の過度な削除等が行われるおそれがあることや、行政がプラットフォーム事業者に対して検閲に近い行為を強いることとなり、利用者の表現の自由に対する制約をもたらすおそれがあること等から、慎重であるべきと考えられる。

（2）個別の違法・有害情報に関する公的機関等からの削除要請

現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター等の公的機関等から、プラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われており、また、かかる要請を受けたプラットフォーム事業者は、自らが定めるポリシーの条項への該当性や違法性の判断に基づき投稿の削除等の対応を行っており、これには一定の実効性が認められると考えられる⁸。

しかしながら、この要請に応じて削除することをプラットフォーム事業者に

⁸ これらの要請に際しては、違法性について専門的かつ慎重な判断が行われた上で、要件を満たす投稿のみについて削除要請がされている。

義務付けることについては、公的機関等からの要請があれば内容を確認せず自動的・機械的に削除されることにより、利用者の表現の自由を実質的に制約するおそれがあるため、慎重であるべきと考えられる。

なお、プラットフォーム事業者が、法的な位置付けを伴わない自主的な取組として、通報に実績のある機関からの違法・有害情報の削除要請や通報を優先的に審査する手続等を設け、公的機関等からの要請をこの手続の中で取り扱うことは考えられる。その場合でも、違法・有害情報に関する公的機関等からの削除要請に関しては、その要請に強制力は伴わないとしても、事後的に要請の適正性を検証可能とするために、公的機関等及びプラットフォーム事業者双方においてその透明性を確保することが求められる。

(3) 違法情報の流通の監視

ア 違法情報の流通の網羅的な監視

プラットフォーム事業者に対し、違法情報の流通に関する網羅的な監視を法的に義務付けることは、違法情報の流通の低減を図る上で有効とも考えられる。

しかしながら、行政がプラットフォーム事業者に対して検閲に近い行為を強いることとなり、また、事業者によっては、実際には違法情報ではない疑わしい情報も全て削除するなど、投稿の過度な削除等が行われ、利用者の表現の自由に対する実質的な制約をもたらすおそれがあるため、慎重であるべきと考えられる。

なお、プラットフォーム事業者が、自主的に監視をすることは、妨げられないと考えられる。

イ 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視

インターネット上の権利侵害は、スポット的な投稿によってなされるケー

スも多い一方で、そのような投稿を繰り返し行う者によってなされているケースも多く、違法情報の流通の低減のために有効との指摘がある。

しかしながら、プラットフォーム事業者に対し、特定のアカウントを監視するよう法的に義務付けることは、「①違法情報の流通の網羅的な監視」と同様の懸念があるため、慎重であるべきと考えられる。

なお、プラットフォーム事業者が、自主的に監視をすることは、妨げられないと考えられる。

ウ 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの停止・凍結等

繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントへの対応として、アカウントの停止・凍結等を行うことを法的に義務付けることも考えられるが、このような義務付けは、ひとたびアカウントの停止・凍結等が行われると将来にわたって表現の機会が奪われる表現の事前抑制の性質を有しているため、慎重であるべきと考えられる。

なお、プラットフォーム事業者が、利用規約等に基づいて、自主的にアカウントの停止・凍結等をすることは、妨げられないと考えられる。

(4) 権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化

人格権を侵害する投稿の削除を求める権利は、判例法理によって認められているため、一定の要件の下で、権利侵害情報の送信防止措置を請求する権利を明文化することも考えられる。当該権利の明文化により、被害者救済が期待できる、被害者に請求権が広く認知される等のメリットがあるとの指摘がある。

一方で、権利の濫用や過度な削除が行われることにより、国民の表現の自由や知る権利に悪影響を及ぼすおそれ等のデメリットがあること、人格権以外の権利又は法律上保護される利益との関係で生じうる影響について議論が不十分であるとの指摘もあることから、双方の立場を考慮し

て慎重に検討を行う必要がある。

(5) 権利侵害性の有無の判断の支援

ア 権利侵害性の有無の判断を伴わない削除（いわゆるノーティスアンドテイクダウン）

プラットフォーム事業者において権利侵害性の有無の判断が困難であることを理由に、外形的な判断基準を満たしている場合、例えば、プラットフォーム事業者において、被害を受けたとする者から申請があった場合には、原則として一旦削除する、いわゆるノーティスアンドテイクダウンを導入することが考えられる。

しかしながら、既に、プロバイダ責任制限法 3 条 2 項 2 号の規定により発信者から 7 日以内に返答がないという外形的な基準で、権利侵害性の有無の判断にかかわらず、責任を負うことなく送信防止措置を実施できることや、内容にかかわらない自動的な削除が表現の自由に与える影響等を踏まえれば、ノーティスアンドテイクダウンの導入については、慎重であるべきと考えられる。

イ プラットフォーム事業者を支援する第三者機関

プラットフォーム事業者の判断を支援するため、公平中立な立場からの削除要請を行う機関やプラットフォーム事業者が違法性の判断に迷った場合にその判断を支援するような第三者機関を法的に整備することが考えられる⁹。

これらの機関が法的拘束力や強制力を持つ要請を行うとした場合、これらの機関は慎重な判断を行うことが想定されることや、その判断については最終的に裁判上争うことが保障されていることを踏まえれば、必ずしも、

⁹ 事業者団体において、削除対応等の参考とするため、関連する法令、判例等を踏まえ、ガイドラインを作成・公表している。

裁判手続（仮処分命令申立事件）と比べて迅速になるとも言いがたいこと等から、上述のような第三者機関を法的に整備することについては、慎重であるべきと考えられる。

ウ 裁判外紛争解決手続（ADR）

裁判外紛争解決手続（ADR）については、憲法上保障される裁判を受ける権利との関係や、裁判所以外の判断には従わない事業者も存在することも踏まえれば、実効性や有効性が乏しいこと等から、ADRを法的に整備することについては、慎重であるべきと考えられる。

なお、プラットフォーム事業者が、自主的に ADR 機関を創設し利用することは、妨げられないと考えられる。

4. その他

(1) 相談対応の充実

インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることは、突然被害に遭った被害者を支援する上で、極めて重要である。特に、相談のたらい回しを防ぎ、速やかに迅速な相談を図る観点からは、違法・有害情報相談機関連絡会（各種相談機関ないし削除要請機関が参加している連絡会）等¹⁰において、引き続き、関連する相談機関間の連携を深め、相談機関間の相互理解による適切な案内を可能にすることや知名度の向上を図ることが適當である。

(2) DM による被害への対応

プラットフォームサービスに付随する DM 機能においても、誹謗中傷等の権利侵害をはじめとして多くの問題が発生しており、いかにして誹謗中傷被害を防止するかという大局的な観点から、DM による被害についても取り組むべきとの意見があった。具体的には、例えば、DM などの一对一の通信についても発信者情報開示請求を可能とすべきとの意見があった。

しかしながら、現行の発信者情報開示制度は、情報が拡散され被害が際限なく拡大するおそれがあることに着目して不特定の者に受信されることを目的とする通信を対象とする規定となっているものであり、根本的な見直しを必要とする事情等があるか否かについて、生じる被害の法的性質も考慮しながら、引き続き状況の把握に努めることが適當である。

(3) 特に青少年にまつわる違法・有害情報の問題

違法・有害情報が未成年者に与える影響を踏まえて、未成年者のデ

¹⁰ 違法・有害情報相談センター、一般社団法人セーファーインターネット協会、インターネット・ホットラインセンター、東京都、公益社団法人全国消費生活相談員協会が参加し、法務省人権擁護局、警察庁サイバー警察局等がオブザーバーとなっている。

ジタルサービス利用の実態（未成年者におけるプラットフォームサービスの利用実態、青少年保護のための削除等の実施状況や機能、サービス上の工夫等）を把握した上で、必要な政策を検討すべきとの指摘があった。この点については、諸外国における取組のほか、日本における関連する機関や団体等における検討状況について、引き続き把握及びその対策の検討に努めることが適当である。

（4）その他炎上事案への対応

個々の投稿に違法性はないものの全体として人格権を侵害している投稿群の事案（いわゆる「炎上事案」）に対応するニーズも存在する。このような投稿は被害に甚大な影響を与えており、こうした事案への対処は、慎重に検討することが必要である。

参考資料集

- 参考資料 1 訹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 構成員名簿
- 参考資料 2 訴謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 審議経過
- 参考資料 3 訴謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 検討アジェンダ
- 参考資料 4 インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況
- 参考資料 5 申請の手続等に関するアンケート調査結果の概要
- 参考資料 6 プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果
- 参考資料 7 プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割（監視、削除請求権、削除要請等）
及びその他に関するアンケート調査及び関係者からのヒアリング結果等の概要
- 参考資料 8 検討アジェンダに対する構成員等からのご意見

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ
構成員等名簿

(敬称略・五十音順)

【構成員】

生貝 直人 一橋大学大学院 法学研究科 教授
伊藤 和真 株式会社 PoliPoli 代表取締役
(主査代理) 上沼 紫野 虎ノ門南法律事務所 弁護士
(主査) 宮戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
清水 陽平 法律事務所アルシエン 弁護士
藤原 総一郎 長島・大野・常松法律事務所 弁護士
水谷 瑛嗣郎 関西大学 社会学部 准教授
山口 いつ子 東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 教授
山根 香織 主婦連合会 常任幹事

【オブザーバー】

法務省人権擁護局、警察庁サイバー警察局

**誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ
審議経過**

会合	開催日	主な内容
第1回	令和4年 12月26日	(1) 今後の検討の進め方（事務局） (2) 誹謗中傷等の違法有害情報に対するプラットフォーム事業者による対応のあり方について（意見募集）（案）（事務局）
第2回	令和5年 2月21日	(1) 意見募集結果及び検討アジェンダ（案）（事務局） (2) 関係者ヒアリング（一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、UUUM 株式会社、公益社団法人日本プロサッカーリーグ）
第3回	令和5年 3月3日	(1) 事業者等ヒアリング（ヤフー株式会社、LINE 株式会社、Google LLC、Meta Platforms, Inc.、一般社団法人セーファーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、Twitter, Inc.）
第4回	令和5年 3月28日	(1) 有識者ヒアリング（竹内和雄 兵庫県立大学環境人間学部 教授、橋本佳幸 京都大学大学院法学研究科 教授、森田宏樹 東京大学大学院法学政治学研究科 教授）
第5回	令和5年 4月7日	(1) 検討アジェンダ3－2（1）の「削除請求権」が必要とされる事情について（事務局） (2) 構成員発表（水谷瑛嗣郎 関西大学 社会学部 准教授、伊藤和真 株式会社 PoliPoli 代表取締役）
第6回	令和5年 4月25日	(1) 論点整理（案）（事務局）
第7回	令和5年 6月1日	(1) インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理について（法務省） (2) 「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づく取組（総務省） (3) 今後の検討の方向性（案）（事務局）

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 検討アジェンダ

全体の検討を通じて留意すべき事項

「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」（以下「本WG」という。）においては、次の事項について十分留意しつつ、検討を進める。

情報の流通によって権利が侵害された被害者の救済の観点と発信者の表現の自由の観点、プラットフォームサービスを提供する事業者（以下「プラットフォーム事業者」という。）が措置を講じることに伴って生じる言論空間への影響や経済的負担の観点に、それぞれ十分留意する。

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意する。

情報の流通によって権利を侵害された被害者、こうした情報をプラットフォームサービス上に流通せしめた発信者、及びプラットフォーム事業者の三者間の関係性について、それぞれの主体の法的責任や、どのような場合に、どの主体がどの主体に対して何を請求することが可能かといったことや、どの主体間での問題解決が適切かといったことに十分留意する。

ユーザ数や投稿数が多い大規模なサービスを提供するプラットフォーム事業者の多くが、海外に拠点を置くプラットフォーム事業者であることを踏まえ、検討にあたっては、海外プラットフォーム事業者を含めた業界全体の健全化を目指すスキームを作ること、国内での法人登記義務の履行など、国内外の事業者が、法律上のみならず、実務面、執行面も含めて等しく扱われることといった内外無差別の原則について、準拠法や国際裁判管轄権に関する一般的理解も踏まえつつ、十分留意する。

プラットフォームサービス以外のインターネット上の情報流通に係るサービス（例えば、Web検索サービス、電子掲示板、まとめサイト等のサービスや、SMS、メール等の一般非公開のサービス）の特性や、これらのサービスを提供する事業者の役割や責任にも十分留意する。

具体的な検討事項

1. プラットフォーム事業者の責務

プラットフォームサービスは、匿名で気軽に書き込みを行うことができる仕組みや、誰もが容易に情報を拡散し得る仕組みを有しており、情報の閲覧者が多くなるほどより多くの関心を集める機能を通じて、関心を得ることを目的とした刺激的な情報の発信を誘引する仕組みなどを備えており、こうした仕組みを背景に、ひとたび被害を生じさせる情報の送信や拡散が行われた場合には、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすく、プラットフォームサービスがインターネット上の違法・有害情報の流通の主要な舞台の一つとなっていると考えられるが、どうか。

こうした点に加え、ユーザが投稿するコンテンツを流通させることを通じて収益を上げるというプラットフォーム事業者の収益構造、プラットフォーム事業者が自らのサービス上の違法・有害情報の流通に最も実効的に関与し得る点を踏まえれば、プラットフォーム事業者には、表現の自由を確保しつつ、違法・有害情報の流通に対応し、自らのプラットフォームサービス上の情報流通の適正化を図る責務があると考えられるが、どうか。

また、プラットフォーム事業者がこのような責務を果たすための環境整備として、以下の2.から4.までに記載された事項が検討項目として考えられるが、どうか。

2. 透明性・アカウンタビリティの確保方策の在り方

違法・有害情報に対応するにあたり、表現の自由を確保しつつ情報流通の適正化を図るためにには、プラットフォーム事業者による自主的な取組を促進することが重要と考えられるが、どうか。具体的には、特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対し、予めコンテンツモデレーション¹に関する運用方針を策定・公表するとともに(Plan)、運用結果を公表し(Do)、運用結果について自己評価を実施・公表し(Check)、必要に応じて運用方針を改定する(Act)ことを求めることにより、プラットフォーム事業者による自主的な改善サイクル(PDCAサイクル)を確立することについて、どう考えるか。

また、個別のコンテンツモデレーションに関する手続の適正性を確保するために、特定のプラットフォーム事業者に対して、コンテンツモデレーションに関する申請窓口等の透明化や、コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等の一定の措置を求めるについて、どう考えるか。

さらに、違法・有害情報に対する効果的かつ継続的な取組を確保する観点から、違法・有

¹ 本検討アジェンダにおいて、「コンテンツモデレーション」は、例えば、問題となる投稿の削除・表示順位の低下、そのような投稿を行ったアカウントの凍結・停止、投稿に注意喚起を促すラベルの付与、当該サービスにおける検索結果からの排除・表示順位の低下、特定の地域での表示制限といった、違法・有害情報の流通を抑止するために講じる措置を指す。これには、投稿を行ったユーザ自身に気づかれない形で実施される投稿の非表示又は表示順位低下等の措置を含む。

害情報への対応に関する取組状況の共有等の継続的な実施について、どう考えるか。また、こうした情報について、一般に公表することと、2-6において述べるような取組状況の共有の場に限って報告することの違いについて、どう考えるか。

2-1 透明性・アカウンタビリティの確保が求められる事業者

本来、なるべく多くのプラットフォーム事業者において、透明性・アカウンタビリティの確保が図られることが望ましいと考えられる。一方で、透明性・アカウンタビリティの確保には事業者に少なからず経済的負担が生じることや、ユーザ数や投稿数が多く、利用する時間が長いサービスにおいて、違法・有害情報の流通とそれに触れる機会が多いと考えられること等の諸点を踏まえて、まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウンタビリティの確保を求めることについて、どう考えるか。

2-2 運用方針及び運用結果の公表

運用方針及び運用結果を公表することについて、次の項目を検討する。

(1) コンテンツモデレーションの運用方針（実施基準、実施の手続）

プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションの実施の基準となる運用方針として、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその適用にあたっての判断基準、措置の実施のために経ることを要する手續を公表することについて、どう考えるか。また、公表する運用方針は、日本語で、明確かつ分かりやすい表現を用いることについて、どう考えるか。

(2) コンテンツモデレーションの運用結果

上記(1)の運用方針に沿って、どのようにコンテンツモデレーションが運用されたかを公表することについて、どう考えるか。例えば、削除²等のコンテンツモデレーションの実施に係る端緒の件数、端緒ごとに措置が実施された又は実施されなかった件数、根拠となるポリシーや法的根拠ごとに行われた措置件数、苦情申立ての件数やそれに対する対応結果ごとの件数、措置に要した時間の中央値等を公表することについて、どう考えるか。また、これらの数値は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとすることについて、どう考えるか。

² 本検討アジェンダにおいて、「削除」は、サーバ内のデータの抹消ではなく、情報の送信を防止する措置を念頭に置いている。

2－3 プラットフォーム事業者による評価、運用方針の改善

プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。また、必要に応じて、プラットフォーム事業者が、自己評価結果に基づいて運用方針を改定することについて、どう考えるか。その際、自己評価には、ともすればいわゆるお手盛り評価となる可能性があり、評価の客観性や実効性を高める工夫を行うことが考えられるが、具体的にどのような工夫が考えられるか。プラットフォーム事業者によっては、コンテンツモデレーションの判断の際、助言・審査等一定の関与を行う機関を設けるなど、判断の客観性向上に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。

このほか、自己評価の前提条件の把握のために、プラットフォーム事業者が、自らのサービス上に流通している違法・有害情報とそれによって生じている被害の実態についても、把握・公表することについて、どう考えるか。

2－4 その他透明性・アカウンタビリティの確保が求められる事項（運用体制等）

コンテンツモデレーションに従事する人員の数や監督者の有無など、実施に係る人的体制の整備や育成状況について、プラットフォーム事業者に公表を求めるについて、どう考えるか。また、これらの整備状況は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとすることについて、どう考えるか。

また、プラットフォーム事業によっては、AI 等による自動処理といった、コンテンツモデレーションの迅速化に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。

さらに、プラットフォーム事業者は、例えば投稿時に再考・再検討を促す機能といった、アーキテクチャ上の工夫による違法・有害情報の被害低減に取り組んでいるところ、こうした取組状況について公表することについて、どう考えるか。

その他、プラットフォーム事業者に、透明性・アカウンタビリティの確保が求められる事項はあるか。

2－5 手続の適正性確保のために透明性・アカウントアビリティの確保が求められる事項

(1) コンテンツモデレーションの措置申請窓口

プラットフォーム事業者による適切な対応につなげるため、被害者等がプラットフォーム事業者のポリシーに基づくコンテンツモデレーションの申請や法的な削除請求（以下「コンテンツモデレーションの申請等」という。）を行うにあたって、申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できるよう手続を整備することについて、どう考えるか。

例えば、コンテンツモデレーションの申請等の窓口の所在を分かりやすく公表することについて、どう考えるか。また、コンテンツモデレーションの申請等を受けた場合に、プラットフォーム事業者が当該申請等を行った者に申請等の受付に関する通知を行うことについて、どう考えるか。プラットフォーム事業者が当該申請等の受付に関する通知を行ったときには、申請等に係る情報の流通についてプラットフォーム事業者に認識があったものとみなすことについて、どう考えるか。

また、プラットフォーム事業者が措置を実施するか否かの判断に必要な期間をあらかじめ明らかにすることについて、どう考えるか。

(2) 個別のコンテンツモデレーションの実施又は不実施に関する理由

プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションの申請等に対して措置を実施しなかった場合に、申請等を行った者に対して、措置を実施しなかった事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。

プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションを実施した場合に、発信者に対して、コンテンツモデレーションを実施した事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。とりわけ、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、コンテンツモデレーションの中でも特に将来の投稿を制限する点で影響が大きいと考えられるが、これらの措置の実施にあたって発信者に対する手続的保障について、どう考えるか。

(3) コンテンツモデレーションに関する苦情処理

コンテンツモデレーションの申請等が認められなかった被害者等や、コンテンツモデレーションが行われた投稿の発信者に対して、苦情申出の機会を設けるため、処理手続や窓口について開示するとともに、こうした苦情への誠実な対応をプラットフォーム事業者に求めることについて、どう考えるか。

その他、個別具体的な措置申請や措置に関する手続の適正性を確保する観点から、透明性・アカウントアビリティの確保が必要な事項として、何があるか。

2－6 取組状況の共有等の継続的な実施

プラットフォームサービスに関する研究会では、これまで、個別のプラットフォーム事業者や個別のサービスのみならず、日本のユーザに関連する違法・有害情報の全体の流通状況を俯瞰するとともに、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況の共有を行ってきたところ、こうした取組について、引き続き、産官学民が協力して、継続的に実施することについて、どう考えるか。

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割

プラットフォームサービス上では、ひとたび被害を生じさせる情報の送信や拡散が行われた場合、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすく、現に、誹謗中傷等の被害が発生し続けている。こうした点を踏まえ、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者のより積極的な役割を検討する。具体的には、問題となる投稿の検知、削除の要請・請求、削除の実施といった各フェーズに応じて、以下のとおり検討を行う。

3－1 投稿のモニタリングのフェーズ

(1) 権利侵害情報の流通の網羅的なモニタリング

プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、検閲に近い行為を強いることとなり、表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に著しい萎縮効果をもたらす可能性があることについて、どう考えるか。

(2) 繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントのモニタリング

インターネット上の権利侵害は、スポット的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返し行う者によってなされているケースも多いとの指摘がある。権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。その際、こうしたアカウントによる投稿については、プロバイダ責任制限法第3条が定める責任制限の要件に関して、プラットフォーム事業者に情報流通の認識があったとみなすことで、プラットフォーム事業者

自身による適切な投稿の削除の促進に資すると考えられるか。その一方で、限定されたアカウントを対象とする場合であっても、プラットフォーム事業者に対し個別の権利侵害情報の流通をモニタリングすることを法的に義務づけた場合、表現の自由に萎縮効果をもたらす可能性があることについて、対象となる発信者のプライバシーへの影響も踏まえつつ、どう考えるか。さらに、悪質な侵害者は次々にアカウントを作成することでモニタリングを逃れることができあり、また、モニタリングの対象とするアカウントの範囲を法律で明確に規定することも困難であることを踏まえて、どう考えるか。

その他、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応として、アカウントの停止・凍結等を行うことは、将来の権利侵害の抑止に有効と考えられるか。このようなケースでは、同一人が複数のアカウントを用いて権利侵害情報の投稿を行う場合も考えられることから、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントの保有者が新たなアカウントを作成することや別のアカウントを用いた投稿をすることを制限する措置をとることは有効と考えられるか。一方で、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、将来の投稿を制限する点においてその影響が非常に大きく、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応であっても、公法上義務付けることについては極めて慎重であるべきとも考えられるが、どうか。

3－2 要請・請求のフェーズ

(1) 削除請求権

人格権を侵害する投稿の削除をプラットフォーム事業者に求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対して差止請求を行うことが可能であるという事実を明確化し、被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資すると考えられるがどうか。一方で、判例法理を明文化するだけでは、現状とあまり変わらず、必ずしも被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資さない可能性もあることについて、どう考えるか。

また、営業権などの排他性を有しない財産上の権利を侵害する投稿も見受けられるとの指摘があり、こうした権利を侵害する情報について、削除を求める権利を創設することは有効と考えられるか。その一方で、こうした投稿の削除を求める権利が一般に認められるかについては、実務上あるいは学説上も明らかではなく、こうした権利の創設には慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考えるか。

さらに、個々の投稿に違法性はないものの全体として人格権を侵害している投稿群の事案（いわゆる「炎上事案」）があるところ、このような事案について、現行法では削除請求

できるか必ずしも明らかではないため、炎上事案においても削除請求を可能とする規定を定めることは有効と考えられるか。その一方で、削除できる投稿の範囲、個別には違法性がない投稿の削除の可否について、このような投稿を行った者の被害拡大への甚大な影響を考えしつつも表現の自由との関係を検討する必要があると考えられ、検討すべき課題は多く慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考えるか。

(2) プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断の支援

プラットフォーム事業者は、被害者から投稿の削除の請求を受けた際に、投稿内容の権利侵害性について一定の判断を行うことが求められるものの、プラットフォーム事業者は、特定の情報が真実かどうか、ひいては権利侵害性があるかどうかを判断することに困難を伴うことが多いことについて、どう考えるか。これに関して、削除の判断の迅速化を図るため、例えば、プラットフォーム事業者において、削除請求や苦情があった場合は、外形的な判断基準を満たしているときは、いたずらや嫌がらせと判断できるものでない限り、可及的速やかに削除の処置を行うこととし、発信者に削除の対象になったことを通知し、発信者から異議の申立てなどを受け付けた場合には再表示する環境を整備することについて、どう考えるか。

また、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。例えば、プラットフォーム事業者の判断を支援するための環境整備として、公平中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや、要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化することについて、どう考えるか。

そのほか、かかる公平中立な立場からの要請に対して、その実効性を高めるため、例えば、応答義務を課すことや、要請された投稿を削除した場合の免責を定めることについて、どう考えるか。一方で、要請の実効性を担保する仕組み、要請をする者の判断の確からしさや中立性を担保するための要件や仕組み、要請をする者の運営に関する事項、要請に法的効果を与える場合の根拠など、検討すべき課題は多く慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考えるか。

さらに、削除の仮処分手続について、申立てから発令まで数ヶ月を要することが通例であり、その間に被害が拡大してしまうとの課題が考えられるところ、民事保全手続よりも簡易・迅速な、削除に特化した手続（裁判外紛争解決手続（ADR）等）を創設することについて、どう考えるか。一方で、ADRの制度設計によっては、プラットフォーム事業者が手続に参加しなければ実効性が伴わないとの課題が考えられるが、ADRの有効性について、どう考えるか。

(3) 行政庁からの削除要請を受けたプラットフォーム事業者の対応の明確化

現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセ

ンター等の行政庁からプラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われており、一定の実効性が認められるところ、かかる削除要請を受けたプラットフォーム事業者が取ることが求められる対応を明確化することは、更なる実効性の向上を図る上で有効と考えられるか³。

一方、この要請に応じることをプラットフォーム事業者に義務付けることは、検閲の禁止の規定の趣旨や表現の自由への影響を踏まえると困難であると考えられるが、どうか。さらに、行政庁からの削除要請については、その要請に強制力は伴わないとしても、プラットフォーム事業者に対し何らかの対応を求めるのであれば、さらなる透明性の確保が求められると考えられるが、どうか。そのためには、どのような制度的対応が考えられるか。

3－3 削除等の判断・実施のフェーズ

(1) プラットフォーム事業者による削除等の義務付け

プラットフォーム事業者に対して、権利侵害など一定の条件を満たす投稿について削除等の措置を行うことを公法上義務付けることは、この義務を背景として、当該プラットフォーム事業者によって、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除するなど投稿の過度な削除等が行われ表現の自由への著しい萎縮効果をもたらすおそれがあることから、極めて慎重であるべきと考えられるが、どうか。

(2) 裁判外の請求への誠実な対応

プラットフォーム事業者によっては、裁判外での投稿の法的な削除請求に応じないケースもあるところ、裁判外の削除請求や削除要請に関して権利侵害性の有無の真摯な検討などの誠実な対応を行うことをプラットフォーム事業者に求めることは有効と考えられるか。

4. その他

4－1 検討対象となる情報の範囲

受信者の属性や文脈によって評価が変化し、法律上の定義が一義的に定まらない有害情報については、プラットフォーム事業者や発信者、受信者との間の権利義務関係の変動をともなう措置や行政庁からの強制力を伴う削除要請等によって対応することには極めて慎重であるべきであり、まずは、プラットフォーム事業者によるポリシーの策定及びその運用と、

³ 例えば、警察庁によれば、一部のプラットフォーム事業者における、当該プラットフォーム事業者が自主的に用意した一定の要件を満たした団体等からの通報について優先的にポリシー違反や違法性の有無の審査を行うなどの仕組みにおいて、警察やインターネット・ホットラインセンターからの要請について対応してもらうという考え方がある。

それらの透明性・アカウンタビリティの確保を通じた対応の適正性を担保する仕組みによって対応されることが必要と考えられるが、どうか。

4－2 行政の体制や手続

2. や3.に記載された事項についてプラットフォーム事業者に対応を求めるに当たって、行政の体制や手続について留意すべき点があるか。

4－3 相談対応の充実

インターネット上の違法・有害情報による被害の救済に関して、インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることが重要であると考えられるが、どうか。相談対応の充実を図るにあたって、改善すべき現状の課題や留意すべき点はあるか。

4－4 発信者情報開示請求

DM（ダイレクトメッセージ）など一対一の通信における侮辱、差別表現、暴力的表現、脅迫により権利侵害が生じた際に、こうした情報の発信者が不明であることを踏まえ、これらの対象についても発信者情報開示請求を可能とすることについて、どう考えるか。一方で、現行の発信者情報開示制度は、情報が拡散され被害が際限なく拡大するおそれがあることに着目して不特定の者に受信されることを目的とする通信を対象としていることや、仮にそのようにした場合に、開示請求を受けた事業者において、開示の可否を判断するために、公になっていない一対一の通信の内容について確認することとなることについて、どう考えるか。また、DMなどの機能については、プラットフォーム事業者の中には、受信する側のアカウントにおいて、受信する範囲を選択することができる機能（例：友達の友達以外の者からのDMは受け取らないように設定可能とする等）を設けるなどの工夫を講じていることについて、どう考えるか。

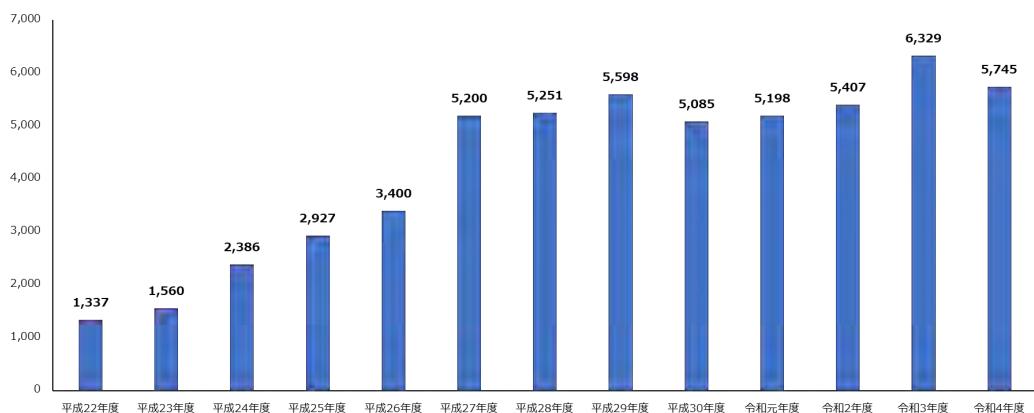
以上

インターネット上の違法・有害情報の流通状況等

総務省が運営を委託している違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、令和 4 年度の相談件数は、5,745 件であった。令和 4 年度において相談件数が多い事業者/サービス上位 5 者は、Twitter、Google、Meta、5 ちゃんねる、爆サイであった。また、相談者からの相談内容は「削除方法を知りたい」が 67.0% であり、「発信者の特定方法を知りたい」（16.1%）を大きく上回っている。

法務省が相談等を通じて調査救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、引き続き高水準で推移している。令和 4 年に法務省人権擁護機関により把握されたインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の件数は、新規開始件数が 1,721 件、処理件数が 1,600 件となっており、平成 25 年と比べて令和 4 年は 2 倍近い件数となっている。また、令和 4 年の新規開始件数のうち、プライバシー侵害事案が 665 件、識別情報の摘示が 414 件、名誉毀損事案が 346 件となっており、これらの事案が大きな割合を占めている。

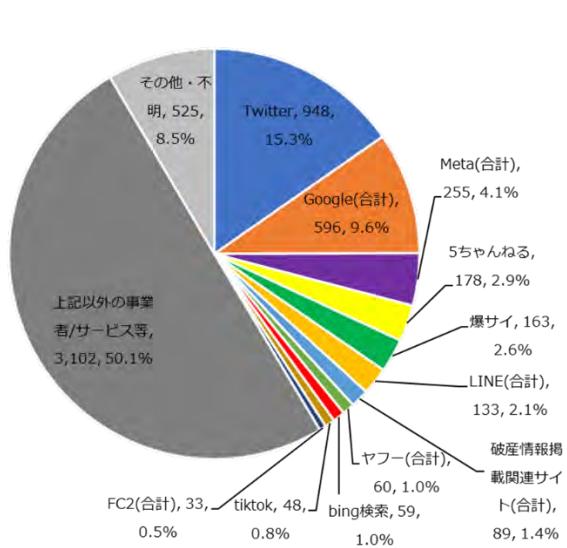
違法・有害情報相談センターへの相談件数の推移



出典：本ワーキンググループ（第 7 回）資料 2 「「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づく取組」

違法・有害情報相談センターの相談（作業）件数の事業者別の内訳

相談（作業）件数の内訳：事業者/サービス別（n=6,189） <令和4年度> ※相談（作業）件数 5,745件を対象



事業者/サービス名等		件数	割合
Twitter		948	15.3%
Google (合計)	検索	596	9.6%
	YouTube	229	
	map	158	
	その他	180	
		29	
Meta (合計)		255	4.1%
	Instagram	199	
	Facebook	55	
	Whatsapp	1	
5ちゃんねる		178	2.9%
爆サイ		163	2.6%
LINE (合計)		133	2.1%
	livedoorサービス*	61	
	LINEアプリ内サービス	72	
破産情報掲載関連サイト(合計)		89	1.4%
Yahoo!(合計)		60	1.0%
	検索	17	
	その他	43	
	bing検索	59	1.0%
	tiktok	48	
	FC2 (合計)	33	
上記以外の事業者/サービス等		3,102	50.1%
その他・不明		525	8.5%

* livedoorサービスは令和4年12月27日にLINEから売却されたため令和5年1月以降の回答分は含まない。

注1 相談（作業）件数を集計したものであり、個別の相談が権利侵害にあたるか相談センターでは判断していない。

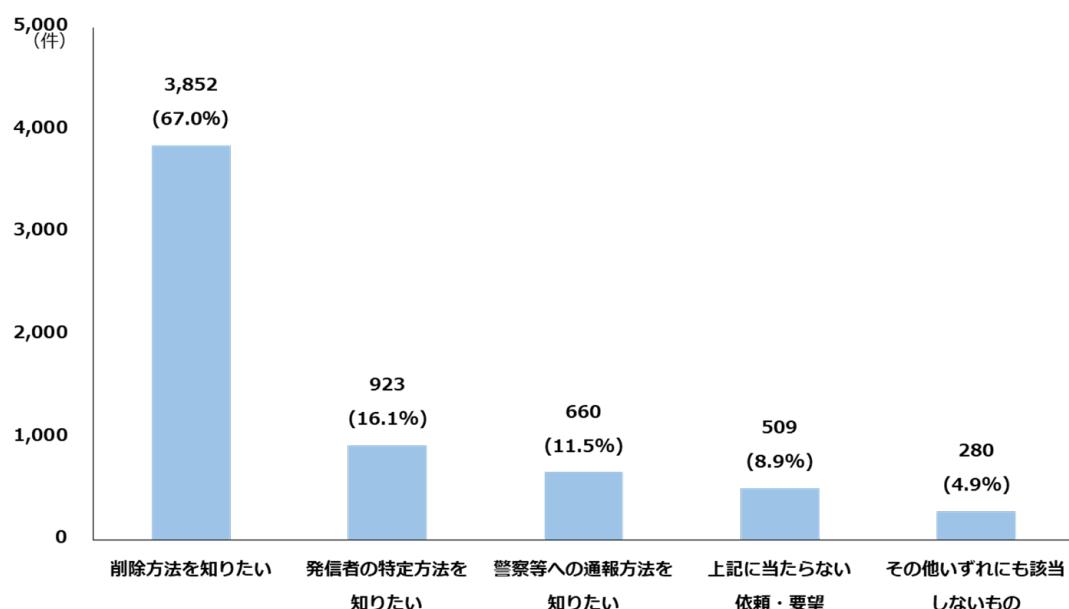
注2 作業件数1件ごとの代表的なドメインを入りし集計したものであるため、該当箇所が複数サイトに及ぶ場合などがあり、厳密な統計情報とはならない。

注3 独自ドメインを利用しているものがあり、実際のドメインが判明しない場合がある。

出典：本ワーキンググループ（第7回）資料2「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づく取組」

違法・有害情報相談センターの相談（作業）件数の対応手段別の内訳

相談（作業）件数の内訳：対応手段（作業件数ベース）（n=5,745）<令和4年度>



出典：本ワーキンググループ（第7回）資料2「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づく取組 |

法務省の人権擁護機関により把握された人権侵犯事件の件数

(1) 新規救済手続開始件数



(2) 処理件数



出典：「令和4年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～」

（<https://www.moj.go.jp/content/001393246.pdf>）より抜粋

また、三菱総合研究所が総務省の委託を受けて実施した SNS 等ユーザを対象としたアンケート調査結果¹²（以下「アンケート調査結果」という。）では、「他人を傷つけるような投稿（誹謗中傷）」について、約半数（50.9%）が目撃しており、投稿を目撃したサービスとしては、Twitter（55.5%）が最も多く、匿名掲示板（34.9%）³、Yahoo!コメント（ニュース）（32.4%）、YouTube（29.9%）がこれに続いている。また、過去1年間にSNS等を利用した人の1割弱（8.0%）が「他人を傷つけるような投稿（誹謗中傷）」の被害に遭っており、年代別にみると20代

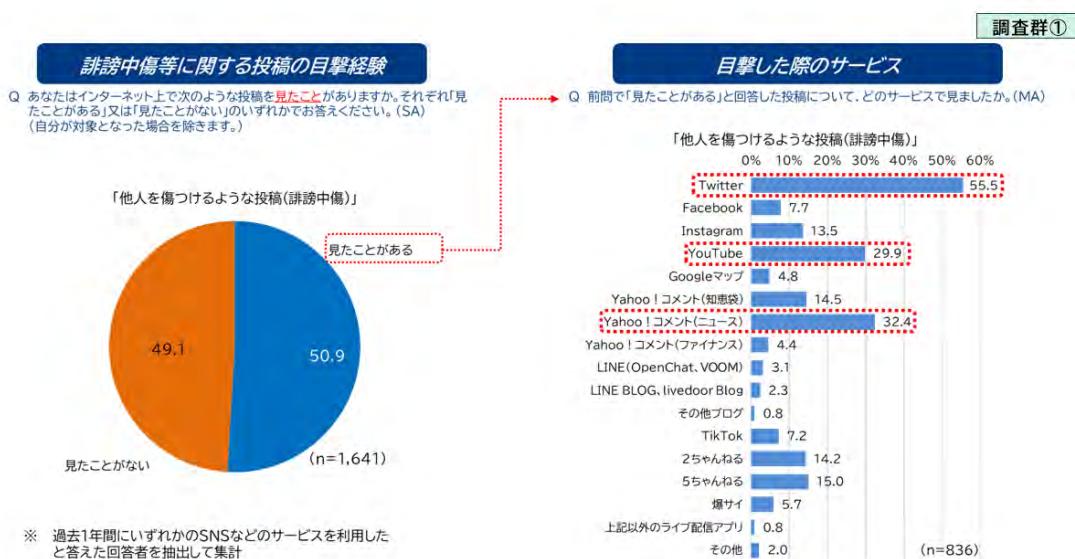
1 三菱総合研究所発表（本ワーキンググループ（第1回）参考資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通実態アンケート調査」）

2 調査実施期間：2022年10月31日（月）～11月1日（火）、調査方法：インターネットアンケート調査、調査対象：日本国内の15歳から99歳までの男女（以下の条件に該当する人が対象。調査群①条件なし、調査群②SNSなどのインターネットのサービス上で、サービス提供事業者へ違反申告や報告をしたことがある人、調査群③SNSなどのインターネットのサービスを利用するなかで、サービス提供事業者から投稿の削除などの対応をされたことがある人）、回答者数：調査群①2,000名、調査群②508名、調査群③442名（※）、回答割付：調査群①住民基本台帳人口（2022年1月1日付）の性別・年齢階級別人口に、通信利用動向調査（令和3年度）のインターネット利用率を掛け合わせることで、インターネット利用人口を算出。回収総数を2,000人とし、算出したインターネット利用人口の構成比に基づいて、性別・年代別の割付を実施）調査群②及び調査群③割付なし。

3 複数サービス（2ちゃんねる（14.2%）、5ちゃんねる（15.0%）、爆サイ（5.7%））を合計している。

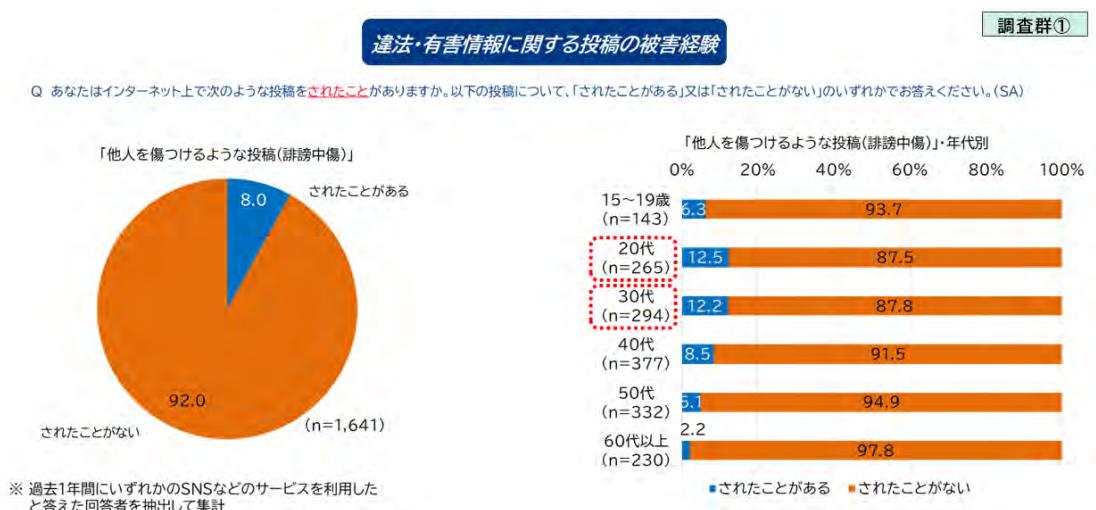
(12.5%) 及び 30 代 (12.2%) の被害経験が相対的に多かった。

SNS 等ユーザを対象としたアンケート調査結果（目撃経験）



出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

SNS ユーザを対象としたアンケート調査結果（被害経験）



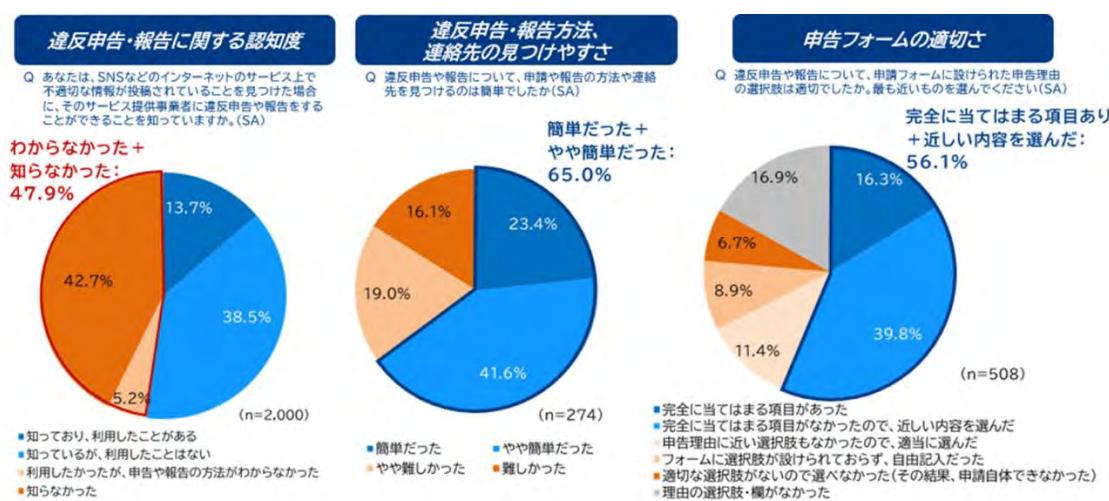
出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

申請の手続等に関するアンケート調査結果の概要

措置申請窓口に関し、アンケート調査結果においては、違反申告や報告について、「わからなかった」・「知らなかった」という人が半数弱（47.9%）であった。また、違反申告・報告方法、連絡先の見つけやすさについて、「簡単だった」・「やや簡単だった」という人が 65%を占めている。加えて、申告フォームについて、「完全に当てはまる項目があった」・「完全に当てはまる項目がなかったので、近しい内容を選んだ」という人は半数強（56.1%）であった。

さらに、申請フォームの文章記入欄に「主張を十分に記入することができた」と回答したのは 34.8%であり、残りの 65.2%は、「文字数制限等があり、主張を十分に記入することができなかっただけ」又は「文章記入欄がなかった」と回答した。また、申請フォームからの違反申告や報告の際に証拠添付ができたと回答したのは、28.7%だった。また、違反申告や報告への対応がなされなかっただけの場合の理由について、半数以上が「何も通知がなかった」と回答している。

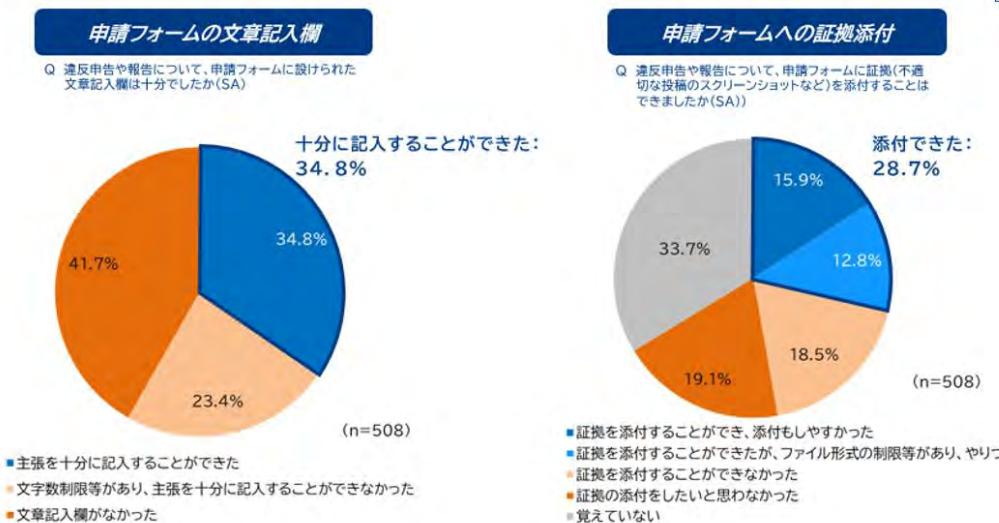
違反申告・報告の認知度/違反申告・報告方法、連絡先の見つけやすさ 申告フォームの適切さ



出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

通報フォームへの主張の記入及び証拠添付の可否

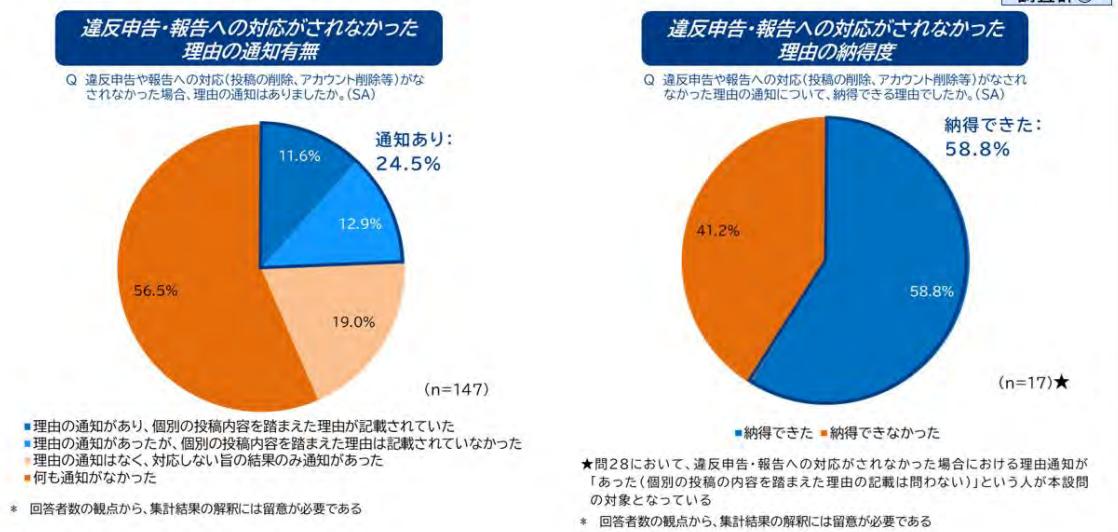
調査群②



出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

違反申告・報告への対応結果に関する理由通知の有無及び理由の納得度

調査群②

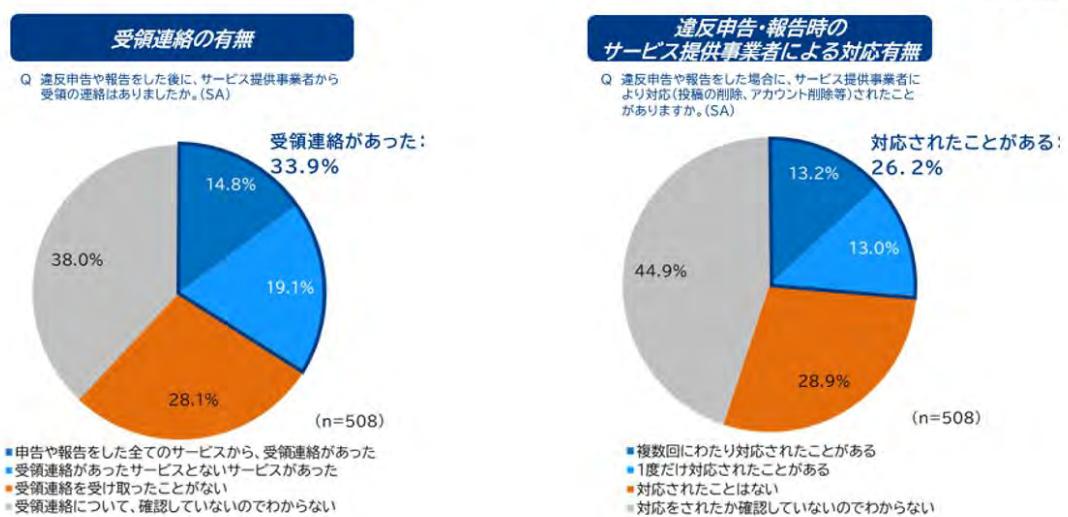


出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

また、アンケート調査結果においては、違反申告・報告時の受領連絡及び対応の有無に関し、違反申告や報告を行った際に、受領連絡があったと回答したのは、33.9%だった。また、違反申告や報告を行った際に、サービス提供事業者により投稿の削除等の対応をされたことがあると回答したのは、26.2%だった。

違反申告・報告時の受領連絡及び対応の有無

調査群②



出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果

プラットフォームサービスに関する研究会（以下「本研究会」という。）では、2020 年 9 月に総務省が公表した、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づき、プラットフォーム事業者による誹謗中傷を含めた違法・有害情報対策の取組に関する透明性やアカウントアビリティの確保方策の取組状況について、自主的な取組の報告を求めるなどによりモニタリングを実施し、2021 年 9 月に「中間とりまとめ」、2022 年 8 月に「第 2 次とりまとめ」として公表した。

1. モニタリングの概要

主要なプラットフォーム事業者（ヤフー株式会社、Google LLC、LINE 株式会社、Meta Platforms, Inc.、Twitter, Inc.）に対して、誹謗中傷等への対策状況について、ヒアリングシートに基づく任意での回答を求め、モニタリングを行った。第 2 次とりまとめに向けたモニタリングにおける主な論点は次のとおり。

項目 1 サービス概要とポリシー

誹謗中傷等に関する利用規約・ポリシーについて、適切に設定されているか。

項目 2 削除申告等の受付・審査のプロセス

誹謗中傷等に適切に対応するための態勢は適切か。特に、日本国内における態勢が適切か。ポリシーに違反し得る投稿等について適切にユーザ申告の受付又は事業者による検知が行われているか。申告受付又は検知された投稿について、適切に審査されているか。審査結果等に関する発信者や申立者に対する異議申立ての受付態勢が適切か。

項目 3 削除等の対応の実施状況及び機能上の工夫

利用規約・ポリシー等について、適切にポリシー等に基づいて削除等の対応がなされているか。

項目4 発信者情報開示請求への対応

発信者情報開示請求について、適切に対応されているか。

項目5 情報分析・公開

透明性レポートや取組の効果分析は適切に公開されているか。特に、日本国内において公開されているか。

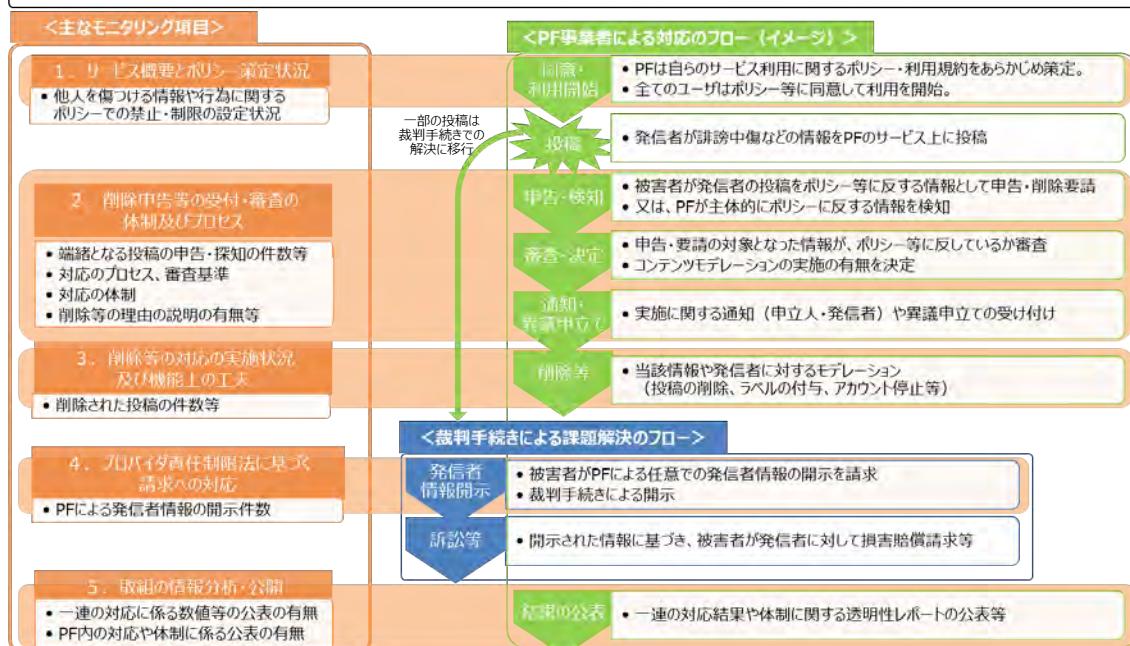
項目6 その他の取組

上記の各項目に係るプラットフォーム事業者による誹謗中傷対策に関する透明性・アカウントアビリティについて、次の観点から検証を行った。

- ・ 利用者が安心・信頼してサービスを利用できるよう、透明性・アカウントアビリティ確保が十分に図られているか
- ・ 定量的な数値等を用いて、客観的に透明性・アカウントアビリティの確保が十分に図られているか
- ・ グローバルな取組だけでなく、我が国における透明性・アカウントアビリティの確保が十分に図られているか
- ・ 中間とりまとめに向けて実施した 2021 年 2 月 25 日時点のヒアリング（以下、「前回ヒアリング」という。）と比較して、事業者による透明性・アカウントアビリティ確保のための取組に進展はみられるか

プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング

- PF事業者による誹謗中傷等の情報への対応に係る透明性・アカウントビリティの確保が図られているかについて、対応に係る各プロセスにおいて数値等の公開の有無を検証する。



出典：「プラットフォームサービスに関する研究会第二次とりまとめ」より抜粋

プラットフォーム事業者に対するヒアリングの質問項目

プラットフォームサービス事業者における誹謗中傷等への対策状況ヒアリング（2022年） 質問項目	
1. サービス概要とポリシー	3. 削除等の対応の実施状況及び機能上の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ① 対象サービス名 ② 加入者数、月間アクティブユーザー数又は書き込み数 ③ (i)誹謗中傷等に関する禁止とする情報や行為【★】 (ii) (i)で挙げた行為に対して取り得る対応【★】 ④ ポリシー等の見直し状況及び外部レビューの有無とそのタイミング 	<ul style="list-style-type: none"> ① 誹謗中傷等に関する申告や削除要請の件数【★】 ② 誹謗中傷等に関する申告や削除要請に対する <ul style="list-style-type: none"> (i)削除件数【★】、(ii)削除以外の対応件数【★】 (iii)対応を行わなかった件数、 (iv)削除までの平均時間及び/又は削除対象の閲覧数の抑制程度 ③ (i)主体的な削除件数(AIを用いた自動検知機能の活用【★】) (ii)主体的な削除以外の対応件数、 (iii)主体的な対応までの平均時間及び/又は対象情報の閲覧数の抑制程度 ④ 誹謗中傷等個人の権利侵害を防止・低減するためのサービス上の機能の工夫(特に炎上対策)
2. 削除申告等の受付・審査のプロセス	4. 発信者情報開示への対応
<ul style="list-style-type: none"> ① (i)一般ユーザーからの申告・削除要請への受付窓口・受付態勢、対応プロセス【★】 (ii)主体的な誹謗中傷等の情報の検知態勢 ② 申立時における申立者への通知の有無 ③ 申立てに対するポリシー違反等の審査プロセス、案件ごとの優先度の決定方法【★】 ④ 一般ユーザーからの申告や削除要請に対応する部署・チームの規模・人数及び部署・チームに関する日本国内の拠点の有無、日本における責任者の有無【★】 ⑤ (i)対応決定時の申立者への通知の有無とその理由説明内容 (ii)対応決定時の対象となる情報の発信者への通知の有無とその理由説明内容及び異議申立て方法の案内の有無 ⑥ 削除等への異議申立てや問い合わせに対する受付態勢及び処理プロセス【★】 ⑦ ⑥の異議申立て・問い合わせ件数【★】 ⑧ 不正な申告や削除要請への対策の方法・仕組み、対応件数 	<ul style="list-style-type: none"> ① 発信者情報開示請求を受けた件数(裁判上/訴外)【★】 ② 開示を行った件数(裁判上/訴外)【★】
5. 情報分析・公開	6. その他の取組
	<ul style="list-style-type: none"> ① 透明性レポートの公開、日本語で閲覧可能か【★】 ② 取組の効果分析【★】 ③ 誹謗中傷等の流通状況に関する分析・調査及びユーザーに与える影響の分析・調査 ④ 研究者への情報提供、利用条件
	<ul style="list-style-type: none"> ① 普及啓発 ② 誹謗中傷以外にポリシーで禁止又は制限される情報・行為 ③ 意見・補足

※【★】は「主な評価項目」

出典：本研究会第37回会合 資料1 『プラットフォームサービスに係る違法・有害情報（誹謗中傷、偽情報）への対策に関する主な論点（案）』より抜粋

2022年には、ヒアリングシートに基づき、本研究会において次のとおりプラットフォーム事業者に対してモニタリングを行い、事業者団体（一般社団法人セーフアーチネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構）からも取組状況についてヒアリングを実施した。

・2022年2月21日 本研究会（第32回）

対象事業者団体：SIA、SMAJ

・2022年3月7日 本研究会（第33回）

対象事業者：ヤフー、Google、LINE、Meta、Twitter

プラットフォーム事業者に対するヒアリングに対する回答（一部抜粋）

	ヤフー	Google	LINE	Meta	Twitter
対象サービス名	Yahoo!知恵袋 Yahoo!ニュース(コメツバト欄) Yahoo!ファイナンス掲示板	Google 検索 YouTube Google マップ	LINE VOOM LINEオープンチャット LINE LIVE LINE BLOG...livedoor Blog	Facebook Instagram	Twitter
③-① 誹謗中傷等に関する一般ユーザーからの申告や削除要請の件数	【日本】 特定の1ヶ月間の件数 ■知恵袋 約2,300件 ■ヤフーニュース 約2万8千件 ■ファイナンス掲示板 約2万7千件	【日本】 ■Google検索 約2,300件 （2021年1月～6月） ■YouTube 世界で7番目に報告が多い。 ■Google マップ 218,870件 （2021年1月～10月）	【日本】 2021年1月～12月 ■LINE VOOM:693件 ■LINEオープンチャット: 4,701件 ■LINE LIVE:52件 ■LINE BLOG:9件 ■livedoor Blog:3,644件	【日本】 回答なし ■【グローバル】 回答なし	【日本】 18,503件 【グローバル】 42,023件 (2021年1月～6月、 誹謗中傷以外の削除件数 も含む)
③-② (i) 誹謗中傷等に関する一般ユーザーからの申告や削除要請に対する削除件数	【日本】 特定の1ヶ月間の件数 ■知恵袋 約2千件 ■ヤフーニュース 約1万2千件 ■ファイナンス掲示板 約1万3千件	【日本】 ■YouTube 24,153本 （2021年10月～12月） ※ 上記のうち、ヘイトスピーチ820 件、嫌がらせやネットいじめ626件 ■Google マップ 32,190件 （2021年1月～10月） ※ 上記のうちヘイト、不適切、ハラ スメントなど3,648件	【日本】 2021年1月～12月 ■LINE VOOM:20件 ■LINEオープンチャット: 56件 ■LINE LIVE:9件 ■LINE BLOG:0件 ■livedoor Blog:0件	【日本】 ■Facebook 約5万件 ■Instagram 約10万件 (2021年第1四半期～第4四半 期) ※ 日本からのものと予測さ れるユーザーが作成または所有したコンテンツ ■【グローバル】 5,913,337件 (2021年1月～6月、 誹謗中傷以外の削除件数 も含む)	【日本】 回答なし ※ヒアリング後提出 （6月～54参照） 【グローバル】 5,913,337件 (2021年1月～6月、 誹謗中傷以外の削除件数 も含む)
③-③ 主体的な削除件数 (AIを用いた自動検知機能の活用等)	【日本】 特定の1ヶ月間の件数 ■知恵袋 約2万6千件 ■ヤフーニュース 約3万件 ※上記に加え、AIによる投稿削 除数:約14万9千件 ■ファイナンス掲示板 約1万7千件	【日本】 ③-② (ii)と同回答のため削除 ■YouTube 370万本以上の動画と 12億件以上のコメントを削除 （2021年10月～12月） ※ 主体的削除件数の内訳(非表示化やラベルの付与等) ■LINE VOOM:0件 ■LINEオープンチャット:0件 ■LINE LIVE:0件 ■LINE BLOG:0件 ■livedoor Blog:0件 （2021年1月～12月）	【日本】 ■LINE VOOM:0件 ■LINEオープンチャット:0件 ■LINE LIVE:0件 ■LINE BLOG:0件 ■livedoor Blog:0件 （2021年1月～12月） ※ 主体的削除件数の内訳(非表示化やラベルの付与等) ■LINE VOOM:387万本 ■LINEオープンチャット:118万件 ■LINE LIVE:0件 ■LINE BLOG:197,700件 ■livedoor Blog:1,055件 （2021年1月～12月）	■Facebook: ・いいねや嫌がらせ:920万件 (表示削除0.14%～0.15%) ・ヘイトスピーチ:2,230万件 (表示削除0.03%) ■Instagram: ・いいねや嫌がらせ:780万件 (表示削除0.05%～0.06%) ・ヘイトスピーチ:600万件 (表示削除0.02%) (2021年第3四半期) ■Twitter: ・攻撃的な言ふをした内容に接続 するかの判断結果を行ったメール の運用: てつり、現在は停止。利用規 定による削除 ・ユーザー登録時に必要なプロ フィールドが未登録の場合はアカウント 登録による封鎖処理が実施して いる ・なお、2021年1月～6月にTwitter ルールに違反した470万件 のアカウントを削除。	【日本】 回答なし 【グローバル】 ・攻撃的な言ふをした内容に接続 するかの判断結果を行ったメール の運用: てつり、現在は停止。利用規 定による削除 ・ユーザー登録時に必要なプロ フィールドが未登録の場合はアカウント 登録による封鎖処理が実施して いる ・なお、2021年1月～6月にTwitter ルールに違反した470万件 のアカウントを削除。
③-② (ii) 誹謗中傷等に関する申告 や削除要請に対して 削除以外の対応を行った 件数(非表示化や ラベルの付与等)	【日本】 2021年10月19日～12月18日 ■ヤフーニュース コメツバト欄が非表示となった記 事数:計216件、 1日あたり平均3.5件	【日本】 ■Google マップ 約20万件のレビューが公開前 に機械学習によってブロック (2021年1月～10月)	【日本】 2021年1月～12月 ■LINE VOOM:2件 ■LINEオープンチャット: 0件 ■LINE LIVE:0件 ■LINE BLOG:9件※ ■livedoor Blog:1,364件※ ※記事内容のうち問題のある記 載の削除など	【日本】 回答なし ■【グローバル】 回答なし	【日本】 回答なし ■【グローバル】 何らかの強制対応が行わ れたアカウント数:4,826,539 件 凍結されたアカウント数: 1,240,148件 (2021年1月～6月)

出典：本研究会第37回会合 資料1 「プラットフォームサービスに係る違法・有害情報（誹謗中傷、偽情報）への対策に関する主な論点

(案) 「より抜粋

2. モニタリング結果

プラットフォーム事業者の誹謗中傷への対応に関する透明性・アカウントアビリティ確保状況は、前回ヒアリングの状況から一部進展がみられるものの、一部項目において、依然、透明性・アカウントアビリティの確保が十分とは言えない状況であった。

ヤフー及び LINE は、我が国における誹謗中傷への対応について、具体的な取組や定量的な数値を公表しており、透明性・アカウントアビリティ確保に向けた施策が進められている。特に、ヤフーでは透明性レポートが新たに公表された。

Google は、我が国における定量的な削除件数等が一部新たに示されており、透明性・アカウントアビリティ確保に向けた施策に進展が見られた。

また、Meta は、我が国における定量的な削除件数等が事後的に一部示され、透明性・アカウントアビリティ確保に向けた施策に一定の進展が見られた。Twitter は、我が国における定量的な削除件数等を事後的にポリシー別に詳細に示し、透明性・アカウントアビリティ確保に向けた施策に進展が見られた。

一方で、我が国における誹謗中傷等の投稿の削除やアカウント停止などの対応について、具体的には、我が国における誹謗中傷対策に十分なリソースが投入されているかという点や削除要請等に対する審査のプロセス、発信者情報開示請求に関する対応状況、サービス上の取組に関する効果分析、透明性レポートの公表状況等について、Google、Meta、Twitter による透明性・アカウントアビリティの確保状況には、事業者ごとの状況には差異があるものの、不十分な点があり、誹謗中傷等違法・有害情報への対応のために、我が国において十分なリソースが投入され、文化的、社会的、政治的背景を踏まえた措置が行われているか、十分に明らかではなかった。

その他、各社の回答において、回答対象とするサービスや回答に用いる指標、期間等には、差異が見られた。

プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果（誹謗中傷への対応に関する透明性・アカウントアビリティ確保状況に対する評価の概要）

- プラットフォーム事業者の誹謗中傷への対応に関する透明性・アカウントアビリティ確保状況は、前回ヒアリング状況から一部進展が見られるものの、一部項目において、依然、透明性・アカウントアビリティの確保が十分とは言えない状況。
- ヤフー及びLINEは、我が国における誹謗中傷への対応について、具体的な取組や定量的な数値を公表しており、透明性・アカウントアビリティ確保に向けた施策が進められている。ヤフーでは透明性レポートが新たに公表された。
- Googleは、我が国における定量的な削除件数等を一部新たに示し、透明性・アカウントアビリティ確保に向けた施策に進展が見られる。一方、対応のための部署に関する情報や発信者情報開示に関する情報は明らかではない。
- Metaは、我が国における定量的な削除件数等を事後的に一部示し、透明性・アカウントアビリティ確保に向けた施策に一定の進展が見られる。一方、対応のための部署に関する情報や発信者情報開示に関する情報は明らかではない。
- Twitterは、我が国における定量的なポリシー別の削除件数等を事後的に一部示し、透明性・アカウントアビリティ確保に向けた施策に一定の進展が見られる。一方、対応のための部署に関する情報や発信者情報開示に関する情報は明らかではない。

主な項目の評価	ヤフー	Google	LINE	Meta	Twitter
誹謗中傷等に関するポリシー(1—③(i)(ii)関係)	◎	◎	◎	◎	◎
一般ユーザからの申告や削除要請に対応する部署・チームや日本国内の拠点・責任者(2—①③④関係)	◎	×	◎	×	×
削除等への苦情等に対する苦情受付態勢及び苦情処理のプロセス、件数(2—⑥⑦関係)	○	△	○	△	△
日本における削除要請件数や削除件数(3—①②③関係)	◎	○↑	◎	×[○↑]	×[○↑]
発信者情報開示の件数(4—①②関係)	◎	×	◎	×	×
取組の効果分析(5—②関係)	○	△	△	△	△
透明性レポートの公開(5—①関係)	◎↑	○	◎	△	○

※2022年3月7日時点の評価 ↑：昨年からの進展 () ; 事後提出情報を含む評価
◎：十分かつ詳細な記載があった ○：概ね記載があった △：一部記載があった ×：記載がなかった

出典：「プラットフォームサービスに関する研究会第二次とりまとめ」より抜粋

**プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割
(監視、削除請求権、削除要請等) 及びその他
に関するアンケート調査及び関係者からのヒアリング結果等の概要**

1. 個別の違法・有害情報に関する行政庁からの削除要請

法務省が相談等を通じて調査救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、引き続き高水準で推移している。法務省は、インターネット上の人権侵害情報について、法務省の人権擁護機関による削除要請件数と削除対応率のサイト別の数値を公表しており、2020年1月～2022年12月の期間内に、人権侵犯事件として処理されたのは5,105件であり、そのうち、法務局において、当該情報の違法性を判断した上で、実際に削除要請を実施した件数の合計は1,376件、削除対応率は69.26%であった。さらに、投稿の類型別（私事性的画像情報、プライバシー侵害、名誉毀損、識別情報の摘示）の削除要請件数及び削除対応率についても公表した。

警察庁が運営を委託しているインターネットホットラインセンター（以下「IHC」という。）においては、令和3年度における違法情報の削除要請が2,206件であった。また、削除要請が行われたうち、削除件数は1,846件、削除率は83.7%となっている。

法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率

【インターネット上の人権侵害情報】法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率（サイト別）

番号	サイト名	(種別)	要請件数 ○+△+× =□(件)	削除合計 ○+△(件)	○+△(件)		削除せず ×(件)	全部削除率 ○/□(率)	削除対応率 (○+△)/□(率)
					全部削除 ○(件)	一部削除 △(件)			
1	2ちゃんねるのブックマーク	掲示板のコピーサイト	20	20	20	0	0	100.00%	100.00%
2	爆サイ.com	掲示板	187	186	182	4	1	97.33%	99.47%
3	FC2	ブログ	26	25	24	1	1	92.31%	96.15%
4	2ch勢いランキング	掲示板のコピーサイト	17	16	16	0	1	94.12%	94.12%
5	Amebaブログ	ブログ	16	15	15	0	1	93.75%	93.75%
6	ログ連	掲示板のコピーサイト	12	11	11	0	1	91.67%	91.67%
7	ライブドアブログ	ブログ	27	24	22	2	3	81.48%	88.89%
8	YouTube	画像・動画の共有サイト	110	84	83	1	26	75.45%	76.36%
9	Imgur	画像・動画の共有サイト	16	12	12	0	4	75.00%	75.00%
10	Facebook	SNS	13	9	8	1	4	61.54%	69.23%
11	ホストラップ	掲示板	12	8	6	2	4	50.00%	66.67%
12	2ちゃんねる(2ch.sc)	掲示板	85	56	44	12	29	51.76%	65.88%
13	Instagram	SNS	11	7	7	0	4	63.64%	63.64%
14	Yahoo!知恵袋	Q&Aサイト	22	13	9	4	9	40.91%	59.09%
15	5ちゃんねる	掲示板	99	50	44	6	49	44.44%	50.51%
16	みみずん検索	掲示板のコピーサイト	10	3	3	0	7	30.00%	30.00%
17	Twitter	SNS	143	36	31	5	107	21.68%	25.17%
18	2ch2.net	掲示板	12	2	2	0	10	16.67%	16.67%
	その他		538	376	354	22	162	65.80%	69.89%
	全体		1376	953	893	60	423	64.90%	69.26%

※ 件数は、個別のプロバイダ等に対する削除要請の件数であり、個別の投稿の件数ではない。通常は、同一の被害者について、特定のサイト等に複数の人権侵害性のある投稿がなされ、そのような複数の投稿について、まとめてプロバイダ等に削除要請を行うところ、このようなプロバイダ等1社に対する要請1回を1件としてカウントしたもの。このうち、全部が削除された場合を「全部削除」、一部が削除されたものを「一部削除」とし、その合計を要請件数で除した数値を削除対応率として示した。

※ 削除には、被害者や地方公共団体による削除依頼に基づく削除のほか、投稿者による自主的な削除もある。

※ 法務省の人権擁護機関による削除要請と削除との条件関係は、厳密に特定できるものではない。

※ 対象期間は、令和2年1月～令和4年12月。対象期間中に処理を終えた要請件数が10件以上のサイト名を挙げた（閉鎖が確認された破産者情報サイトを除く。）。

【インターネット上の人権侵害情報】法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率（類型別）

(類型別全体)

番号	類型	要請件数 ○+△+× =□(件)	削除合計 ○+△(件)	○+△(件)		削除せず ×(件)	全部削除率 ○/□(率)	削除対応率 (○+△)/□(率)
				全部削除 ○(件)	一部削除 △(件)			
1	私事性的画像記録	134	111	104	7	23	77.61%	82.84%
2	プライバシー侵害	586	408	379	29	178	64.68%	69.62%
3	名誉毀損	171	120	109	11	51	63.74%	70.18%
4	その他	27	19	17	2	8	62.96%	70.37%
	小計	918	658	609	49	260	66.34%	71.68%
5	識別情報の掲示	458	295	284	11	163	62.01%	64.41%
	全体	1376	953	893	60	423	64.90%	69.26%

(各サイトの類型別削除件数)

番号	サイト名	(種別)	私事性的画像記録			プライバシー侵害			名譽毀損			その他			識別情報の掲示			統計	
			○	△	×	○	△	×	○	△	×	○	△	×	○	△	×		
1	2ちゃんねるのブックマーク	掲示板のコピーサイト	1	0	0	12	0	0	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	20
2	爆サイ.com	掲示板	0	0	0	52	2	0	43	2	1	0	0	0	0	87	0	0	187
3	FC2	ブログ	11	0	0	6	0	1	4	1	0	0	0	0	0	3	0	0	26
4	2ch勢いランキング	掲示板のコピーサイト	0	0	0	11	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	17
5	Amebaブログ	ブログ	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	2	0	0	7	0	1	16
6	ログ連	掲示板のコピーサイト	0	0	0	7	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3	0	0	12
7	ライブドアブログ	ブログ	3	0	0	10	2	0	4	0	1	0	0	0	0	5	0	2	27
8	YouTube	画像・動画の共有サイト	0	0	0	5	1	3	1	0	5	1	0	0	0	76	0	18	110
9	Imgur	画像・動画の共有サイト	4	0	0	5	0	2	0	0	0	3	0	1	0	0	1	0	16
10	Facebook	SNS	0	0	0	5	1	3	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	13
11	ホストラップ	掲示板	0	0	0	4	1	3	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	12
12	2ちゃんねる(2ch.sc)	掲示板	1	0	0	28	7	10	5	1	5	0	0	0	0	10	4	14	85
13	Instagram	SNS	0	0	0	3	0	3	2	0	1	0	0	0	0	2	0	0	11
14	Yahoo!知恵袋	Q&Aサイト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	8	3	9	22
15	5ちゃんねる	掲示板	0	0	1	12	3	29	2	1	9	2	0	1	0	28	2	9	99
16	みみずん検索	掲示板のコピーサイト	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	10
17	Twitter	SNS	5	0	0	15	2	22	7	2	8	1	1	1	1	3	0	76	143
18	2ch2.net	掲示板	0	0	0	1	0	8	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	12
	その他		79	7	22	198	10	93	26	3	15	7	0	5	44	2	27	538	
	全体		104	7	23	379	29	178	109	11	51	17	2	8	284	11	163	1376	

出典：本ワーキンググループ（第7回）資料1「インターネット上の人権侵犯事件の処理について」

インターネットホットラインセンターにおける違法情報の削除要請

● 处理結果

1. 違法情報と判断した通報の処理結果

違法情報と判断した 41,944 件の通報のうち、国内案件は 3,881 件で、3,795 件(通報前に削除された 86 件を除く。)を警察に通報し、2,206 件(削除依頼を行う前に削除されたもの等を除く。)について、プロバイダ等に対して削除を依頼しました。削除依頼を行った結果、1,846 件(83.7%)※が削除に至りました。

	警察への 通報前削除	警察へ 通報	削除依頼	削除完了
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	46 件	3,121 件	1,827 件	1,500 件
児童ポルノ公然陳列	6 件	236 件	110 件	106 件
売春目的等の誘引	0 件	15 件	7 件	4 件
出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為	0 件	0 件	0 件	0 件
薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、 公然、あおり、又は唆す行為	0 件	20 件	6 件	5 件
規制薬物の広告	21 件	386 件	242 件	224 件
指定薬物の広告	0 件	4 件	3 件	2 件
指定薬物等である疑いがある物品の広告	0 件	1 件	1 件	1 件
危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告	0 件	1 件	1 件	0 件
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	0 件	5 件	4 件	1 件
携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引	0 件	2 件	1 件	1 件
識別符号の入力を不正に要求する行為	8 件	4 件	4 件	2 件
不正アクセス行為を助長する行為	5 件	0 件	0 件	0 件
合計	86 件	3,795 件	2,206 件	1,846 件

※ 削除依頼より 5 営業日後に確認した際の件数です。令和 4 年 5 月末時点では、1,970 件(89.3%)
が削除に至りました。

2. 自殺誘引等情報と判断した通報の処理結果

自殺誘引等情報と判断した 2,611 件の通報のうち、2,199 件(対応依頼を行う前に削除されたものを除く。)について、プロバイダ等に対して対応を依頼しました。対応依頼を行った結果、942 件(42.8%)が削除に至りました。

※()内は、サイバーパトロール(警察庁委託事業)からの通報分を示したもの

分析	自殺誘引等情報	対応依頼	削除完了
件数	2,611 件 (2,287 件)	2,199 件 (2,087 件)	942 件 (882 件)

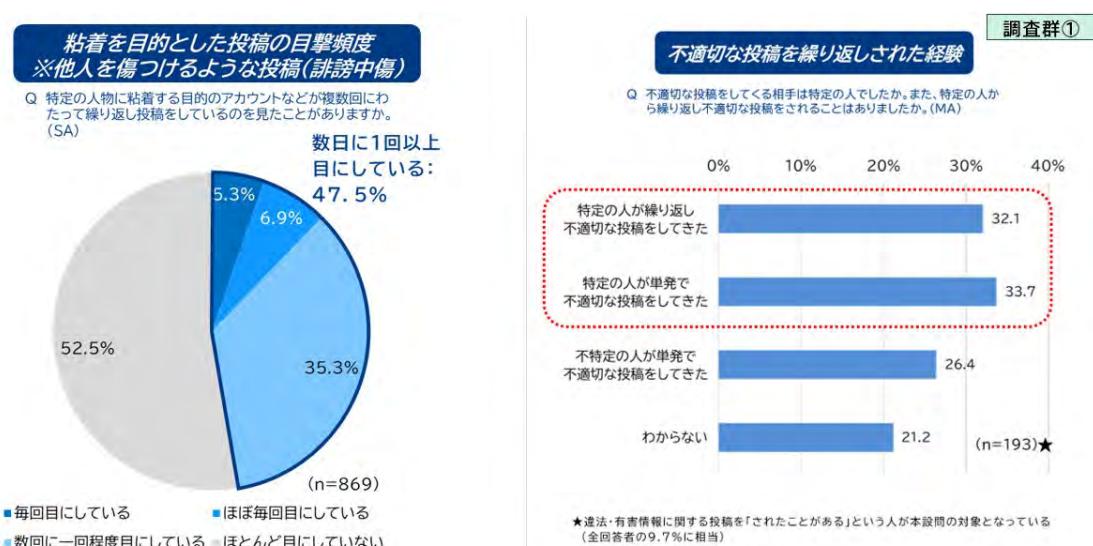
※ 削除依頼より 14 営業日後に確認した際の件数です。令和 4 年 5 月末時点では、1,112 件(50.6%)
が削除に至りました。

出典：本ワーキンググループ（第 1 回）資料 3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

2. 違法情報の流通の監視

繰り返し不適切な投稿を行うアカウントに関し、特定の者から繰り返し多数の誹謗中傷を受けて傷つく方が多いという声（音事協、音制連、Jリーグ）や過去に違反と認定された同一の投稿の場合には投稿の時点で制限するべきという声（音制連）、アンケート調査結果において、「特定の人物に粘着する目的のアカウント」による誹謗中傷等が行われていることを半数近い（47.5%）ユーザが数回に1回以上目撃していた。また、違法・有害情報に関する投稿を「されたことがある」という人のうち、3割以上の人は「特定の人が繰り返し不適切な投稿をしてきた」と回答している。

繰り返し不適切な投稿を行うアカウント



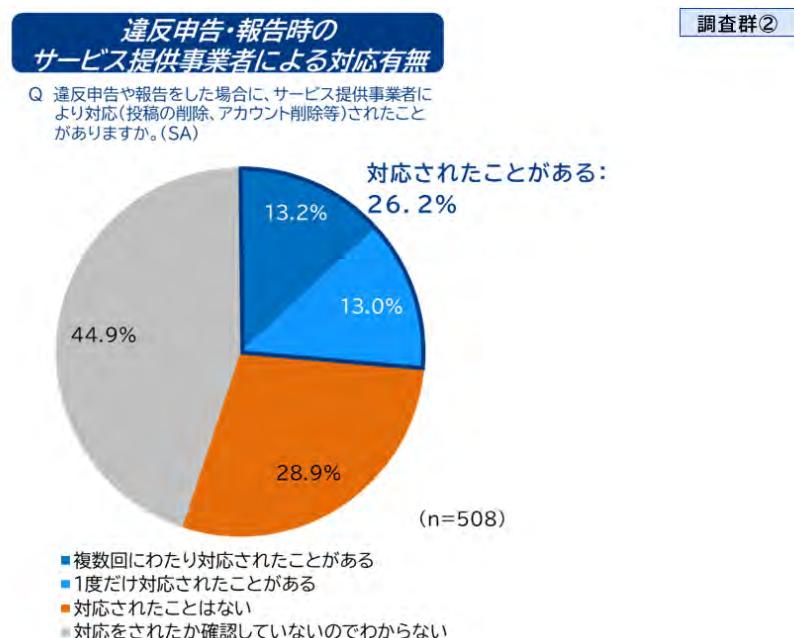
出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

3. 権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化

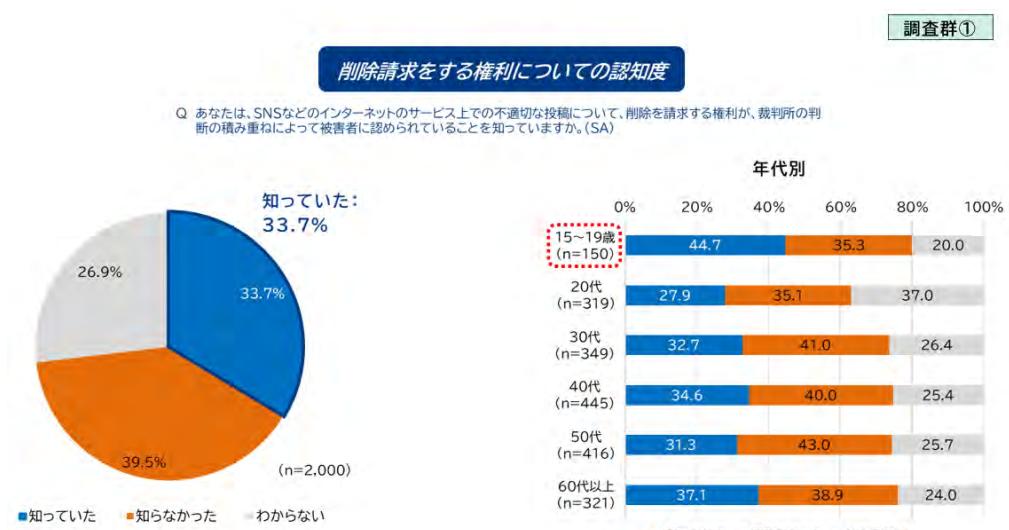
アンケート調査結果において、違反申告や報告に対して、サービス提供事業者に対応されたことがあると回答したのは 26.2%だった。また、判例上、人格権に基づく削除請求が認められているものの、アンケート調査

によると、削除請求権があることを知っていた人は 3 割程度（33.7%）であった。

違反申告・報告時のサービス提供事業者の対応の有無



削除請求権の認知度

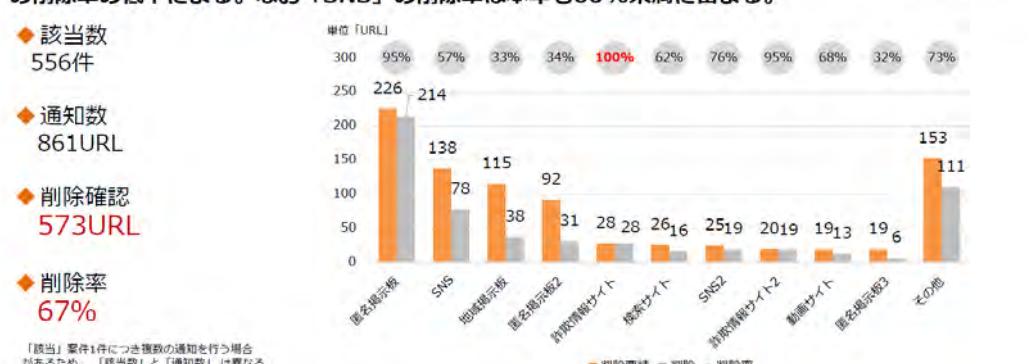
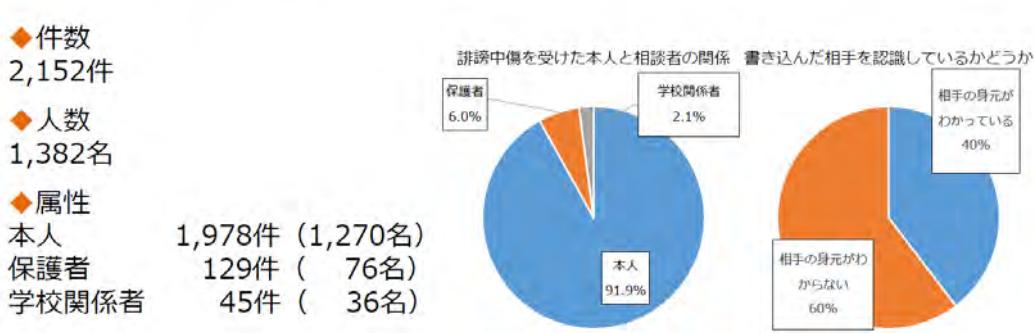
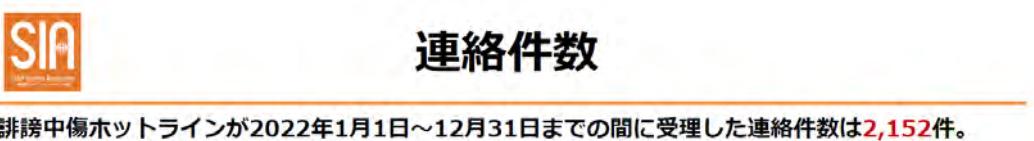


出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

4. 権利侵害性の有無の判断の困難性の支援

一般社団法人セーファーインターネット協会（以下「SIA」という。）が運営する誹謗中傷ホットラインについては、2022年1月1日から12月31日までの受領件数が2,152件（1,382名）であった。また、各社の利用規約に基づいた削除等の対応を促す通知を行った861URLのうち、削除が行われたのは573URL、削除率は67%であった。なお、SNSにおける削除率は60%未満であった。

民間団体による削除要請

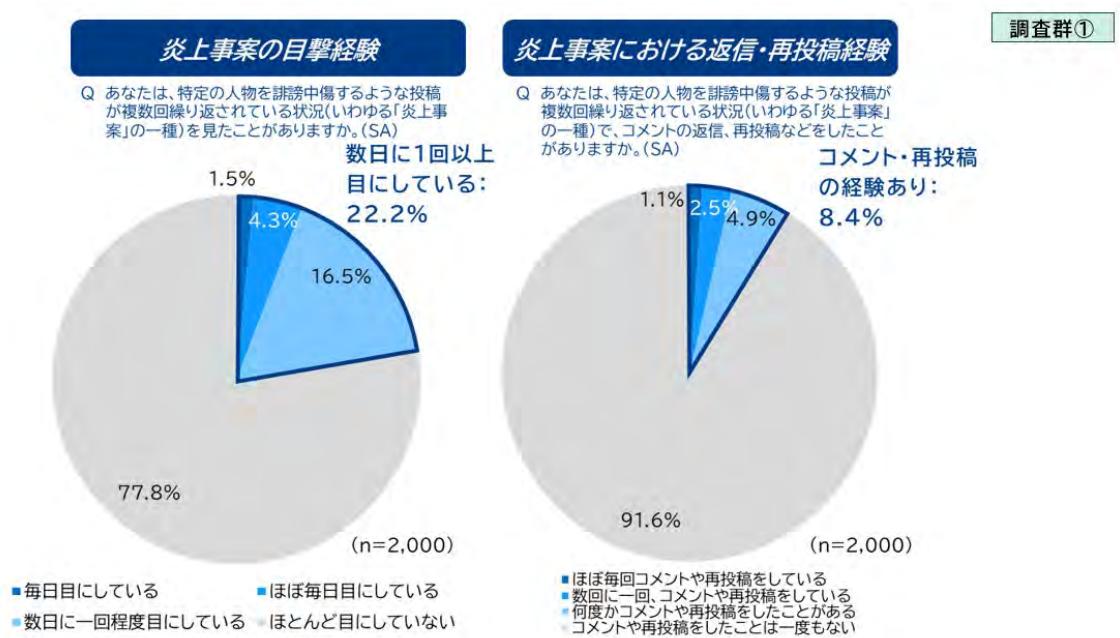


出典：本ワーキンググループ（第3回）資料5「誹謗中傷対策（一般社団法人セーファーインターネット協会）」

5. その他炎上事案への対応

アンケート調査結果によると、2割以上の人人が数日に1回以上の頻度で、特定の人物を誹謗中傷するような投稿が複数回繰り返されている状況（いわゆる炎上事案）を目撃している。

炎上事案の目撃状況



出典：本ワーキンググループ（第1回）資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」

第2回及び第3回WGでのご意見によるご意見

討アジエンダ

9 (1) コン텐츠モデレーションの運用方針（実施基準、実施の手續）	<p>・公表されるべき（音事協）</p> <p>・「カウント停止を求める場合に指置するか」ないか、実施基準が不明確。（リーグ）</p> <p>・削除対象になる事例集のようないかが、実施基準どおりを公表することについて、どう考えるか。</p> <p>・コンテンツモデレーションの実施と並行して運用方針として、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその適用にあたっての判断基準、措置の実施のためにすることを要する手続を公表することについて、どう考えるか。</p> <p>・コンテンツモデレーションの運用人材に対する評価（理由がよく分からぬまま、アカウントが停止されるため）（リーグ）</p> <p>・判断基準を公表することとすると、公表情報の要用（判断基準のすり抜け、判断基準に定義されていない違法・有害情報に関する措置等）の観念がある。なお、当社では、誹謗中傷に当たるに判断した場合の措置等を定め、ユーザーに周知している。（LINE）</p>
10 (2) コンテンツモデレーションの運用結果	<p>・公表されるべき（音事協）</p> <p>・サービスの特生や措置の手段により数値の持つ意味が異なる。例えば、上記（1）の運用方針に沿って、どのようにコンテンツモデレーションが運用されかを公表することについて、どう考えるか。</p> <p>・自らの評価や業界の評価との比較で見る結果を公表することについて、どう考えるか。</p> <p>・削除等のコントロール機能によっての措置の件数、端緒ごとに措置された又は実施された件数、根拠となるボリュームや評価の根拠ごとに分けられた措置件数、苦情申立ての件数やそれに対する対応結果ごとの件数、措置に要した時間について、インセンティフが幅広い、熟慮の回避・過剰削除につながるおそれがある（ヤフー）</p> <p>・公表されることについて、どう考えるか。また、これらの数値は、日本のユーザーに関連する措置等に関するものとすることについて、どう考えるか。</p> <p>・公表されるべき（音事協）</p> <p>・サービスの特生や措置の手段により数値の持つ意味が異なる。また、事業者のインセンティフに意図せざる影響が生じるおそれがある（ヤフー）</p> <p>・自らの評価や業界の評価との比較で見る結果を公表することについて、どう考えるか。</p> <p>・削除等のコントロール機能によっての措置の件数、端緒ごとに措置された又は実施された件数、根拠となるボリュームや評価の根拠ごとに分けられた措置件数、苦情申立ての件数やそれに対する対応結果ごとの件数、措置に要した時間について、インセンティフが幅広い、熟慮の回避・過剰削除につながるおそれがある（ヤフー）</p> <p>・公表されることについて、どう考えるか。また、これらの数値は、日本のユーザーに周知している。（LINE）</p>
11 2 - 3 ブラットフォーム事業者による評価・運用方針の改善	<p>・プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。</p> <p>・自らのデータの公表の有無にどうまらない評価の在り方にについて、どう考えるか。</p> <p>・評価については、マクロ要因の影響も大きく、因果関係の解明には限界がある。その際、自己評価が、自己評価には、どちらかがやっている（ヤフー）</p> <p>・評価基準については、他のプラットフォーム事業者が、自己評価結果に基づいて運用方針を改定することについて、どう考えるか。</p> <p>・評価基準については、マクロ要因の影響も大きく、因果関係の解明には限界がある。その際、自己評価があり、評価の客観性や実効性を高める工夫を行うことが考えられる（ヤフー）</p> <p>・評価基準については、他のプラットフォーム事業者による通報等の問題の変化、システムの候知精度など、様々な要素が影響することを踏まえつつ、実効性・透明性・公平性などの観点から必要である（LINE）</p> <p>・自社の成績を自分たちでつけるわけにはいかず、第三者に評価をしていただかなければいけない（Meta）</p> <p>・公表されることについての実態の把握は、必要なものではないか？（上沼主査代理）</p> <p>・把握・公表することができるのであれば、是非していただきたいが、実際はどうまでのが把握できるのかには疑義がある。暗数がおり得るものについて、公表された数字のみが一人歩きするリスクはないか。（清水構成員）</p> <p>・自社プラットフォーム上で生じている違法情報の流通による被害状況の把握に加えて、偽情報やヘトスピーチ、選挙に対する介入工作などの有害情報に関しては、それらがどの程度の程度のリスクを生じさせているのかを把握する必要がある。その際、特に重要なのは、自社プラットフォームによる通報等の問題の変化、システムの候知精度など、様々な要素が影響することについての評価状況やリスクにこの程度、開与しているのかについて、外部の研究者も参考して研究・把握することに努め、結果を公表することを検討すべきである。（水谷構成員）</p> <p>・自らの事業についての実態の把握は、必要なものではないか？（上沼主査代理）</p> <p>・かかる情報の公表がされるごとに、日本におけるコンテンツモデレーションがどのくらいきちんと行われているかを検討することができるので、公表するべき。（清水構成員）</p> <p>・自社プラットフォーム上で生じている違法情報の流通による被害状況の把握に加えて、偽情報やヘトスピーチ、選挙に対する介入工作などの有害情報に関しては、それらがどの程度の程度の程度のリスクを生じさせているのかを把握する必要がある。その際、特に重要なのは、自社プラットフォームによる通報等の問題の変化、システムの候知精度など、様々な要素が影響することについての評価状況やリスクにこの程度、開与しているのかについて、外部の研究者も参考して研究・把握することに努め、結果を公表することを検討すべきである。（水谷構成員）</p> <p>・事業としての裁量に関わる部分までは公表は不要と思う。（上沼主査代理）</p> <p>・かかる情報の公表がされるごとに、日本におけるコンテンツモデレーションがどのくらいきちんと行われているかを検討することができるので、公表するべき。（清水構成員）</p> <p>・自動化に伴うエラーにより大規模な事故（例えば、明らかに通常時と比べて大量に削除やカウント停止が発生するといった状況など）が発生した場合、その原因に対するカウンタリティは確保されるべきである。もともとの場合、個別のユーザーに対するアクウンタリティを確保すべきといいよりも、より広く、利用者全体会社全体に対するアカウントリティを確保すべきである。（水谷構成員）</p> <p>・グッドプラクティスの共有としては望ましい（コンテンツモデレーションの効果的な対応は、非競争領域でいいのではないかと思うので）。（上沼主査代理）</p> <p>・公表することは構わないと考えるが、義務づける必要はないと考える。（清水構成員）</p> <p>・自動化に伴うエラーにより大規模な事故（例えば、明らかに通常時と比べて大量に削除やカウント停止が発生するといった状況など）が発生した場合、その原因に対するカウンタリティは確保されるべきである。例えば、人間の水構成員）</p> <p>・単に、現在実装しているアーキテクチャの公表のみならず、それらがどの程度、有効に機能しているのか（違法・有害情報の投稿などの内容が有意に減少しているか等）、逆に新たにリスクは生じていないか（差別的活動に対する整縮が生じていないか等）について実効的な内容によりアカウントリティが満たされることを目指すべきである。（水谷構成員）</p> <p>・特定コンテンツの削除や可視性の低下に主眼を置く「モデレーション」に加え、それと表裏一体である特定コンテンツの可視性を上昇させる「コメントデーション」や行動ターゲティング広告等に關しても、検討の視野に入れるにこぎ望ましい。（生貝構成員）</p>
12 このほか、自己評価の前提条件の把握についても、把握・公表することについて、どう考えるか。	<p>このほか、自己評価の前提条件の把握についても、把握・公表することについて、どう考えるか。</p>
13 2 - 4 その他透明性・アカウントリティの確保が求められる事項（運用体制等）	<p>・コンテンツモデレーションの実施に従事する人員の有無など、実施に係る人的体制の整備や育成状況について、プラットフォーム事業者に公表を求めることがあります。また、これらの整備状況は、日本のユーザーに関連する投宿等に関するものとすることについて、どう考えるか。</p>
14 また、プラットフォーム事業によつては、AI等による自動処理といった、コンテンツモデレーションの効率化に資する工夫を行つているところ、こうした取組状況を公表することについて、どう考えるか。	<p>・コンテンツモデレーションの効率化に資する工夫を行つているところ、こうした取組状況を公表することについて、どう考えるか。</p>
15 さらに、プラットフォーム事業者は、例えば投宿時に再考・再検討を促す機能といった、アーキテクチャ上の工夫による違法・有害情報の被害低減に取り組んでいるところ、こうした取組状況について公表することについて、どう考えるか。	<p>・コンテンツモデレーションの効率化に資する工夫を行つているところ、こうした取組状況を公表することについて、どう考えるか。</p>
16 その他、プラットフォーム事業者に、透明性・アカウントリティの確保が求められる事項はあるか。	<p>・コンテンツモデレーションの効率化に資する工夫を行つているところ、こうした取組状況を公表することについて、どう考えるか。</p>

<p>(2) 繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントのモニタリング</p> <p>インターネット上の権利侵害は、スピリット的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返す行為者による適切な違法・有害情報の削除促進になる（音事協）</p> <p>・大量投稿を繰り返す者については、プラットフォーム事業者側においても異なる対応が可能と考える。一度権利侵害が認められた場合には前述した上での判断を繰り返すことは事業者がリスクを負うことになりますが、それをどう扱うかについて事業者に判断を委ねても、それがどう扱われる（したがって、法的な義務付けまでは不要と考える）。（上沿主査代理）</p> <p>・モニタリングを義務づけることまでは、（検閲ではないものの、それに近いものであるとして）難いと思われる。（清水構成員）</p> <p>・もともと、繰り返し投稿する者は、個別に見ると権利侵害が非常に弱いものも繰り返し投稿しているケースも多い。そのため、たとえば、モニタリングをしているということ 자체を通現在の裁判実務において必ずしも法的措置に躊躇しないことが多い。そのため、たとえば、モニタリングをしているということ 자체を通して、法で発信者への自制を促すことも考えられるのではないか。（清水構成員）</p>	<p>問題発言を繰り返すユーザーを自らのPF内に留めることは事業者がリスクを負うことになりますが、それをどう扱うかについて事業者に判断を委ねても、それがどう扱われる（したがって、法的な義務付けまでは不要と考える）。（上沿主査代理）</p> <p>・モニタリングを義務づけることまでは、（検閲ではないものの、それに近いものであるとして）難いと思われる。（清水構成員）</p> <p>・もともと、繰り返し投稿する者は、個別に見ると権利侵害が非常に弱いものも繰り返し投稿しているケースも多い。そのため、たとえば、モニタリングをしているということ 자체を通して、法で発信者への自制を促すことも考えられるのではないか。（清水構成員）</p>
<p>28 その他、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応として、アカウントの停止・凍結等を行うことは、将来の権利侵害の抑止に有効と考えられるか。このようなケースでは、同一人が複数のアカウントを用いて権利侵害情報の投稿を行つ場合も考えられることがあり、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントの保有者が新たなアカウントを作成することや別のアカウントを用いた投稿をすることを制限する措置をとることは有効と考えられるか。一方で、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、将来の権利侵害情報を投稿する点においてその影響が非常に大きくなることが可能であり、また、モニタリング（リーグ）</p> <p>・繰り返し多数の権利侵害情報を投稿する投稿者に対しては、プラットフォーム事業者において、警告を送るか、本人確認情報を把握していただきたい</p> <p>・表現の自由に萎縮せざるを得ない状況をもたらさず可能性があることについて、対象となる発信者のプライバシーへの影響も踏まえ、悪質な侵害者は次々にアカウントを作成することでモニタリングを逃れることができると考えるか。</p>	<p>・上記のとおり問題発言を繰り返すユーチャーに対する対応は事業者自身に判断を委ねても、ある程度合理的な対応が期待されるのではないかと思われる。一方、少しだけ内容や他の権利・利益の調整等で判断が難しく思われる。公法上の義務づけは難しいと思われるものの、自主的な取り組みとして、ヤフーのアコムにおける取り組みが参考になるのではないか。すなわち、アカウント登録時の電話番号の登録をすることは検討に値すると思われる。（清水構成員）</p> <p>・要件を定めることが困難です。その決め方については国が表現者を選別するような効果が生じうると思いますので、これもあくまで事業者が任意に行う行為と整理すべきように思います。（藤原構成員）</p>
<p>29 3-2 要請・請求のフェーズ</p> <p>(1) 削除請求権</p> <p>人格権を侵害する投稿の削除をプラットフォーム事業者に求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対して差止請求を行うことが可能であるという事実を明確化し、被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資することができる（ヤフー）</p>	<p>・削除請求権は、明文化しないと世間に伝わらないため、明文化を望む。財産上の権利についても削除請求が認められるべきである（音事協）</p> <p>・受け取った本人が不快を感じて訴え出たものについては削除される仕組みができるべきかと思つてゐる（リーグ）</p> <p>・削除請求権は、抽象的・包摂的な要件のまま実体権を定めても効果は薄い。裁判所の判断を類型化する必要がある（ヤフー）</p>
<p>29 3-2 要請・請求のフェーズ</p> <p>(1) 削除請求権</p> <p>人格権を侵害する投稿の削除をプラットフォーム事業者に求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対する削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資することができる（ヤフー）</p>	<p>・削除請求権は、明文化しない場合自身が責任を負うことの裏返しとして削除義務を認めることになりますが、そのための要件を明確化して判断が容易になることがあります（ヤフー）</p> <p>・要件としては、判例法理を明確化していくことも各種権利の内容により要件が異なることがあります（ヤフー）</p> <p>・特定の権利・利益について差止（削除請求）が認められるかどうかは、当該権利・利益の内容や他の権利・利益との調整等で判断されときていることに鑑みれば、そのような調整ができるべきでない（上沿主査代理）</p> <p>・要件をどうするかについてはさておき、裁判手続で開示請求と削除請求を併せてすることができる点で、依頼者の負担が減ることから、これを個別に定めることは現実的ではなく（清水構成員）</p> <p>・要件としては、判例法理がある場合といった抽象的な要件を定めることによって各権利の内容により要件が必要と思われる。（清水構成員）</p> <p>・なお、人格権侵害については、その投稿が存在していることによって生じるもので、不法行為のように故意過失が要求されないことがあります（清水構成員）</p> <p>・から、プラットフォームの認識の有無は要求されるべきではない。そのため、次の項目のように、営業権侵害等についての削除を認めるとしても、民法709条の成立を前提とするため、純粋に法律的に換言すれば、故意過失を要求するよう定め方、あるいは解説をすれば、現状よりも削除請求に関する救済が後退することになるため、そのような事態は避けなければならない。（清水構成員）</p> <p>・裁判理論を明文化することしかできず、さらには要件を詳細に決めていくのは難しいのではないかと推測しますので、純粋に法律的にはある意味がないかもしれません、具体的な条文に基づく請求と整理することによって、特に外国事業者等において裁判行便に対して無視しきらなくなるといった事実上の効果は期待できるかもしれません。（藤原構成員）</p> <p>・削除請求権の明文化を検討するにあたり、特に憲法上の表現の自由にかかわる争点をめぐつては、人格権に関する最高裁判例の解釈にも、必ずしも明確でない部分が残されている。（山口構成員）</p> <p>・本WGの検討において、表現の自由にかかわる事項については、とりわけ、日米の比較法的観点を踏まえておく必要がある。（山口構成員）</p> <p>・今後、日本において、例えば、現行法の改正措置による削除請求権の明文化を検討する際には、表現の自由とのいわゆる「バランスシング」の基準をめぐつて、現在の判例法理の下での対抗利益間の調整の難點（さが、その改正法の実務に持ち込まれてさらに一層複雑化するといった状況にならないように、多角的な検討が不可欠となる）。（山口構成員）</p>
<p>30 また、営業権などの排他性を有しない財産上の権利を侵害する投稿も見受けられるとの指摘があり、こうした権利を侵害する情報について、削除を求める権利を創設することは有効と考えられるか。その一方で、こうした投稿の削除を求める権利が一般に認められるかについては、実務上あるいは学説上も明らかではなく、こうした権利の創設には慎重な検討を要するに考えられることについて、どう考えるか。</p>	<p>・炎上案件は個々の表現自体は表現の自由の対象として守られるべきもあり得るため、これに対して一律に削除請求を規定することは賛成できない。（上沿主査代理）</p> <p>・3/28の会議において支障はないと思われる。（清水構成員）</p> <p>・3/28の会議において、人格権侵害以外の不法行為であっても削除を認める潮流となっているという点であり、その観点からしても権利を創設することに支障はないと思われる。（清水構成員）</p> <p>・営業権を射程に入れる場合、ソーシャルメディア上の投稿はGoogleMap上の飲食店に対する口コミ評価や、Amazonのレビューなどにも射程を広げなければ実効性を欠くようと思われる。この点については、継続的に議論されることが望ましいと思われるが、本WGでの議論でそこまで対象範囲を拡大しうるか、慎重を期す必要があるようと思われる。（水谷構成員）</p>
<p>31 さらには、個々の投稿に違法性はないものの全体として人格権を侵害している投稿を侵害する権利（いわゆる「炎上事案」）があるところ、このような事案について、現行法では削除請求ができるか必ずしも明らかではないため、炎上事案においても削除請求を可能とする規定を定めることは有効と考えられるか。その一方で、削除できる投稿の範囲、個別には違法性がない投稿の削除の可否について、このような投稿を行つた者の被害拡大への甚大な影響を考慮しつつも表現の自由との関係を検討する必要があると考えられ、検討すべき課題は多く重要な検討を要するに考えられることについて、どう考えるか。</p>	<p>・炎上案件は個々の表現自体は表現の自由の対象として守られるべきもあり得るため、これに対して一律に削除請求を規定することは賛成できない。（上沿主査代理）</p> <p>・3/28の会議において示唆されたように、殺到する中傷等を放置したというプロバイダ側の不作為をもって、全体の削除を認めるといふ構成はあり得る（清水構成員）</p> <p>・個別の行為をまとめるどなると、共同不法行為の理論を用いるしかなく、違法性のない投稿をいかに扱うかという問題が生じることから、上記の構成の特定性や、投稿数の急激な拡大など、表現の内容とは別の側面が対応しあいのかと思料する。（清水構成員）</p> <p>・どちらかというと攻撃の対象者の側面から、自分を守るために投稿を行つた者の投稿をスレッドなどであげ構成しようしが、それを義理づけるとするかどうかは疑問。（上沿主査代理）</p> <p>・どちらかというと攻撃の対象の側面から、自分を守るために投稿を行つた者の投稿をスレッドなどであげ構成しようしが、Twitterで個別に投稿がされているといったケースでの対応は難しいと思料され、そのようなものを含めてどのようないし方針が得られるか。（清水構成員）</p>

No.	32	(2) ブラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断の支援	<p>・判例集や事例集等、削除請求を受けた際の判断に資する事例が整理されたものがあれば、プラットフォーム事業者による削除の判断がやりやすくなるものと考えられる (LINE)</p> <p>・プライバシーポリシーの判断が困難な場合に際し、投稿内容の権利侵害性について一定の判断を行うことについて、どう考えるか。これに関して、削除の判断が真実かどうか、ひいては権利侵害性があるかどうかを判断することに困難を伴つことが多いことについて、どう考えるか。それに応じて、判断の対象となる第三者機関との連携を図るために、裁判所の権限を有していないため、多くの場合、その表現が真実であるかどうか、分からない (Google)</p> <p>求められるものの、プラットフォーム事業者は、特定の情報が真実かどうか、ひいては権利侵害性があるかどうかを判断することに困難を伴つことが多いことについて、どう考えるか。これに関して、削除の判断の充実度を図るために、裁判所の権限を有していないため、多くの場合、その表現が真実であるかどうか、分からない (Google)</p> <p>求められるものの、プラットフォーム事業者は、特定の情報が真実かどうか、ひいては権利侵害性があるかどうかを判断することに困難を伴つことが多いことについて、どう考えるか。これに関して、削除の判断が真実かどうか、ひいては権利侵害性があるかどうかを判断することに困難を伴つことが多いことについて、どう考えるか。</p>	<p>・侵害された権利の内容にかかわらず、Notice & Takedownの権利侵害性に対する対応が整理されたものがあれば、プラットフォーム事業者による削除の判断が行うことができる。(上沼主査代理)</p> <p>・情報流通に関する事業者に從事している事業者は、特に、利用規約の整備などで一定の裁量が与えられることを考慮すれば、該当する情報の削除の可否について自らの責任で判断するのが原則ではないかと考える。(上沼主査代理)</p> <p>・上記は、事例集などによるガードラインの充実を否定する余地はある。証拠等の提出がないのであれば侵害の判断ができないといふことは否定しないが、一定程度の確からしさの確認をする余地はある。証拠等の提出がないのであれば侵害の判断ができないといふものであれば方が無理が、そもそも訴訟提出が得られない場合もある。(清水構成員)</p> <p>・他方で、ノーティスアンドティクダウンの手続きは、濫用のリスクが高い。発信者が面倒がつて異議申立まではしないケースも考えられる。(清水構成員)</p> <p>・削除請求に対して理由があることが明確でない場合の扱いについて原則と例外をどちらにするか(原則維持として理由があることが分かつたときは削除するか、原則削除して理由がないことが分かつたときに元に戻すか)の違いであり、どちらにもメリットデメリットがあると思いますが、あえてこれを逆にする必要があるほどの立法事実はないように思います。(勝原構成員)</p> <p>・事実の適正による名誉毀損に関しては、事業者が調査能力を持たない以上、困難であることは確かである。これに関しては、通常とは別の手続きが必要となる可能性があるが、むしろ現在問題となっている誹謗中傷の内容の多くは、刑事上の毎辱、民事上の名譽侵害、論評による名譽毀損といつものであると思われる。これらについては、判例や事例の蓄積があるため、外形的に判断基準を満たすかどうかの判断は可能であり、可及的速やかに考慮されるため、まずはこちらに注力してはどうか。(水谷構成員)</p> <p>・外形的な判断基準からみて削除相当であるものは、速やかに削除されるべき。その上で、異議申し立て等があったときは、別途対応出来ればよいのではないか。(山根構成員)</p>
No.	33	3. 事業者の費用負担の問題	<p>・課題が生じた場合も意見交換が可能な場合と相談を無し円滑な対応に繋がった事もあるため、対話できる事が重要。被害者全般的な対話を出来ないとすると、第三者機関と事業者の対話が進む仕掛けがあつても良い (SIA)</p> <p>・自主的な取組の場合、民間やトライインは、事業者の利用規約に基づき措置を定すものであり、措置の責任は事業者にあるため、第三者機関の確保への期待は一定程度に留まるところから、迅速な通知が実現している。時間の経過とともに被害が拡大するごとに鑑みると利点がある (SIA)</p> <p>・削除要請に一定の法的拘束力・強制力をもたらせるとして、削除要請発出の判断をどう慎重に行う必要があるため、確実性が上がる反面、スピードは落ちると予想される (SIA)</p>	<p>・上記のおかげで、裁判所とは別の公平中立な立場の必要性をあまり感じない。(上沼主査代理)</p> <p>・PF事業者がどのような支援を必要としているかによると、そのニーズは実際にあるのか、あるとしてどのようなサポートが必要となると思われます。あえてこれを逆にする必要があるほどの立法事実はないように思います。(清水構成員)</p> <p>・例えば違法情報該当性に関する専門的な意見照会を行う第三者機関は、モーテーションの適正性を確保するうえでも、重要な役割を果たす必要があります。そこで不透明さが生じてあることを踏まえて、モーテーションの一部を外部化するこれは適正性確保の方策として検討すべきである。(水谷構成員)</p> <p>・削除要請が法的に位置づけられ支障体制が整えば、違法性の判断が迅速に行えるようになるのではないか。(山根構成員)</p>
No.	34	4. 削除申請の問題	<p>・事業者が自らの費用に判断でかかる仕組みを構築することには反対しないが、これを裁判所の判断に換えることは反対する。(上沼主査代理)</p> <p>・請求を受領したかどうか、受領したとして結果がどなたのが自身についての回答はいたいたい。それがないと、次の行動について移るかについての判断がほしい。</p> <p>・投稿された記事の削除をした場合の免責は、プロテクション3条2項があり、新たに譲ける必要はない。(清水構成員)</p> <p>・ADRの利用を法的に義務化すべきか否かは別として、本分野で有効に機能するADRの普及や利用の普及を支援する施設は積極的に検討を進められる価値があるのではないか。(生見構成員)</p> <p>・裁判所とは別のADRの必要性を感じない。上記のとおり、事業者は、削除の可否の判断を自ら行える状況であり、それにもかかわらず、裁判所の判断が必要なケースがあるのですね。それは裁判所の判断が必要なケースであると思われる。なお、削除と発信者情報開示請求を同じ手続きで行うことが実効的であると考える。(水谷構成員)</p> <p>・ADRを創設しても、以下のような理由から迅速な判断ができるとは思えない。(清水構成員)</p> <p>-相手方の反論の機会を与える必要がある以上、反論のための一一定の準備期間が必要</p> <p>-最終的に納得できる結論でなければ、決定が出ても従わないと感じる。</p> <p>-ADRの決定から迅速な判断ができるとすれば、従わない場合には裁判手続に移行せざるを得ない。</p> <p>-特に海外事業者が応じる動機が乏しい。</p> <p>・上記を考慮すれば、最初から裁判手続を選択するのが合理的 (清水構成員)</p> <p>・現在の手続が遅い一つの理由は、裁判所のリースの問題であり、これを解決するのが本来の順番である (清水構成員)</p> <p>・ADRが本当に裁判手続より簡単に迅速になるのか、そのコロナを誰が持つのかは考えたほうが良いように思います。当事者がADRを利用することで合意しなければADRによる終局的な解決は期待できないところ、外國の事業者を中心とした裁判所の判断を求める事業者も多いと想像されますが、有用なADR手続を設計するのではなく大変だろうと思像しています。むしろ、裁判手續を合理化して、審理の二重化を回避しつつ迅速に判断できる仕組みを創設するべきかと思うのですがどうかと思います。</p> <p>・通信分野に特化したADRが、トラブルの迅速な解決や被害者の立ち入りをなくすことに寄与すると期待する面もあるので、議論や調査は継続してほしい。(山根構成員)</p>	
No.	35	5. 判決の仮処分手続について	<p>・そのほか、かかる公平中立な立場からの要請に対して、その実効性を高めるため、例えば、応答義務を課すことや、要請された投高削除した場合の免責を定めることについて、どう考えるか。一方で、要請の実効性を担保する仕組み、要請をする者の判断の確からしさや中立性を担保するための要件や仕組み、要請をする者の運営に関する事項、要請に法的効果を与える場合の規範など、検討すべき課題は多く重要な検討を要するところについて、どう考えるか。</p> <p>・ADRの創設には大賛成だが、大手の海外事業者の参加は確保していただきたい (音事協)</p> <p>・ADRは、判断事例の蓄積を重視した各事業者の判断の結果にもつながる。裁判手続と比較して簡易迅速な解決が可能となることについて、どう考えるか。一方で、前向きな検討をすべき (ヤフー)</p> <p>・さらに、削除の仮処分手続について、申立てから争合まで数ヶ月を要することが通常であり、その間に被害が拡大してしまうとの課題が考えられるところ、民事保全手続よりも簡易、迅速な削除要請に対応する手続 (裁判外紛争解決手続 (ADR) 等) を創設すべきではないとの課題が考えられるが、ADRの有効性について、どう考えるか。</p>	<p>・ADRの創設には大賛成だが、大手の海外事業者の参加は確保していただきたい (音事協)</p> <p>・ADRは、判断事例の蓄積を重視した各事業者の判断の結果にもつながる。裁判手続と比較して簡易迅速な解決が可能となることについて、どう考えるか。一方で、前向きな検討をすべき (ヤフー)</p> <p>・さらに、削除の仮処分手続について、申立てから争合まで数ヶ月を要することが通常であり、その間に被害が拡大してしまうとの課題が考えられるところ、民事保全手続よりも簡易、迅速な削除要請に対応する手続 (裁判外紛争解決手続 (ADR) 等) を創設すべきではないとの課題が考えられるが、ADRの有効性について、どう考えるか。</p>
No.	36	6. 行政手続における削除要請	<p>・行政手続からの削除要請に対する対応の義務化は憲法的観点から達成できない。(上沼主査代理)</p> <p>・個別の事業者の内部基準が相対度に尊重されるべきである。また、明確な理由があつて削除要求や削除要請に応じていない場合もあるため、個別のケースに応じた対応が必要ではないかと考えられる (LINE)</p> <p>・行政手続からの削除要請に対する対応の義務化は憲法的観点から達成できない。(上沼主査代理)</p> <p>・行政手続からの要請は検問等の問題を生じさせるため、義務づけや、事務上義務づけるよなことは問題がある。要請を受けた事業者の自主的判断に委ねる以外になく、考へるべきである。(清水構成員)</p> <p>・違法情報に対する行政手からの削除要請に関しては、判例上の「検問」の定義に板に該当しないとしても、事業者を「検問代理人に化するリスクが高く、諮問機関の関係など、行政手 (および政府・政治家) 側の濫用可能性を低減し、また事後的に要請の適用が強制されるほど考へられる。例えは、要請内容をきちんとリスト化し、削除要請の署名がないかを事後的に監督する仕組みを説いてるべきである。いすれにせよ、こうした手段は、憲法情報対策において表現の自由に対するリスクが低い手段を実現してもらお、効果的な対応が見られない場合には、検討されるべきものと考える。例えは、義務化以外にも、トラックド・フラッガーとして、行政手が協力を行う方向性をより積極的に検討すべきである。(水谷構成員)</p>	<p>・行政手続からの削除要請に対する対応の義務化は憲法的観点から達成できない。(上沼主査代理)</p> <p>・個別の事業者の内部基準が相対度に尊重されるべきである。また、明確な理由があつて削除要求や削除要請に応じていない場合もあるため、個別のケースに応じた対応が必要ではないかと考えられる (LINE)</p> <p>・行政手続からの要請に対する対応の義務化は憲法的観点から達成できない。(上沼主査代理)</p> <p>・行政手続からの要請は検問等の問題を生じさせるため、義務づけや、事務上義務づけるよなことは問題がある。要請を受けた事業者の自主的判断に委ねる以外になく、考へるべきである。(清水構成員)</p> <p>・違法情報に対する行政手からの削除要請に関しては、判例上の「検問」の定義に板に該当しないとしても、事業者を「検問代理人に化するリスクが高く、諮問機関の関係など、行政手 (および政府・政治家) 側の濫用可能性を低減し、また事後的に要請の適用が強制されるほど考へられる。例えは、要請内容をきちんとリスト化し、削除要請の署名がないかを事後的に監督する仕組みを説いてるべきである。いすれにせよ、こうした手段は、憲法情報対策において表現の自由に対するリスクが低い手段を実現してもらお、効果的な対応が見られない場合には、検討されるべきものと考える。例えは、義務化以外にも、トラックド・フラッガーとして、行政手が協力を行う方向性をより積極的に検討すべきである。(水谷構成員)</p>

No.	構成員からのご意見
38	<p>3 - 3 削除等の判断・実施のフェーズ</p> <p>(1) ブラットフォーム事業者による削除等の義務付け</p> <p>プラットフォーム事業者に対して、権利侵害など一定の条件を満たす投稿について削除等の措置を行うことを公法上義務付けることは、この義務を背景として、当該プラットフォーム事業者によって、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除するなど投稿の過度な削除等が行われる可能性がありますし、事前検閲を義務付ける効果をもつリスクもありますので、慎重に考えるべきだと思います。（藤原議員）</p> <p>・法的な義務付けはなくとも、違反生が高・誰が見ても悪質なものは、迅速に削除されなければならぬ。（山根構成員）</p>
39	<p>(2) 裁判外の請求への誠実な対応</p> <p>プラットフォーム事業者によっては、裁判外での投稿の法的な削除請求に応じないケースもあるところ、裁判外の削除請求や削除要請に関して権利侵害性の有無の真摯な検討などの誠実な対応を行うことをプラットフォーム事業者に求めることは有効と考えられるが、どうか。</p>
40	<p>4 . その他</p> <p>4 - 1 検討対象となる情報の範囲</p> <p>受信者の属性や文脈によって評価が変化し、法律上の定義が一義的に定まらない有害情報については、プラットフォーム事業者や発信者、受信者との間の権利義務関係の変動をもたらす措置や行政からの強制力を伴う削除要請等に対して対応することには極めて慎重であるべきであり、まずは、プラットフォーム事業者によるポジーの透明性・カウンターピティの確保を通じた対応の適正性を担保する仕組みによって対応されることが必要と考えられるが、どうか。</p>
41	<p>4 - 2 行政の体制や手続</p> <p>2.や3.に記載された事項についてプラットフォーム事業者に対応を求めるに当たって、行政の体制や手続について留意すべき点がある。</p>
42	<p>4 - 3 相談対応の充実</p> <p>インターネット上の違法・有害情報による被害の救済に関する被害者の立場から、相談対応の充実を図るために、改善すべき点はあるが、どうか。相談対応の充実を図るためにあたって、改善すべき現状の課題や留意すべき点はある。</p>
43	<p>4 - 4 発信者情報開示請求</p> <p>DM（ダイレクトメールセーフィ）など、対一の通信における侮辱、差別表現、暴力的表現、脅迫により権利侵害が生じた際に、こうした情報の発信者が不明であることを踏まえ、これらの対応についても、発信者情報開示請求を可能することについて、どう考えるか。一方で、現行の発信者情報開示制度は、情報が仮想され被害が限界が拡大するおそれがあることに着目して不特定の者に受信されることを目的とする通信について、仮にそのようにした場合に、開示請求を受けた事業者において、開示の可否を判断するために、公になつてない一対一の通信の内容について確認することについて、どう考えるか。また、DMなどの機能については、プラットフォーム事業者の中には、受信する側のアカウントにおいて、受信する範囲を選択することができる機能（例：友達以外の者からのDMは受け取らないように設定可能とする等）を設けるなどの工夫を講じていることについて、どう考えるか。</p>
44	<p>上記のいずれにも該当しない事項</p>

39	<p>「被害者の立き復入りは放置されるべきではない情報であるが公法的に義務づけることは考え得る。ただし、判断の限りについて公法的責任を課すどころか削除が公法的義務であるべきであることは尊重であるべきと考える。（LINE）</p> <p>・公法上の義務を持たせることがあるからという理由ばかりでなく、事業者が時間がかかるからという理由で思われる。（上沼主査代理）</p> <p>・義務の書き方を行つことで解決されるケースが多いのではないかとか考へる。（上沼主査代理）</p> <p>・真摯な対応をするべきということを要請することと自体は賛成。（清水構成員）</p> <p>・利用者の安全・安心や、健全な情報社会の発展のために必要な「誠実な対応」をおろそかにする事業者には、厳しく対処すべき。（山根構成員）</p>	<p>・公法的な違法情額は本来流通が許されない情報であるが公法的に義務づけることは理論的には考え得る。ただし、判断の限りについて公法的責任を課すどころか削除が公法的義務であるべきであることは尊重であるべきと考える。（上沼主査代理）</p> <p>・公法上の義務を持たせることがあるからという理由ばかりでなく、事業者が時間がかかるからという理由で思われる。（清水構成員）</p> <p>・義務の書き方を行つことで解決されるケースが多いのではないかとか考へる。（上沼主査代理）</p> <p>・真摯な対応をするべきということを要請することと自体は賛成。（清水構成員）</p> <p>・利用者の安全・安心や、健全な情報社会の発展のために必要な「誠実な対応」をおろそかにする事業者には、厳しく対処すべき。（山根構成員）</p>
40	<p>「有害情報」についてはPFI事業者の利用規約等で対応しているのが実際であり、それが適切だと思われる。事業者が何を「有害情報」として削除対象にしているかは公表すべきではあるが、それは透明性の対象として含まれている事項と考える。（上沼主査代理）</p> <p>・違法と評価できない情報の扱いについてはやはり慎重にすべきだと思います。どうしても削除すべきと考えられる有害情報があればそれはやはり量法と評価される場合が多いのではないかでしょうか。（藤原構成員）</p> <p>・有害情報については、まずはリスクが高いと考えられるものをピックアップして定義したうえで、透明性とアカウントバイアで、前述したとおり、アーキテクチャやアルゴリズムの介在によるシステム・リスクを把握・公表することを検討すべきである。（水谷構成員）</p>	<p>・「有害情報」についてはPFI事業者の利用規約等で対応しているのが実際であり、それが適切だと思われる。事業者が何を「有害情報」として削除対象にしているかは公表すべきではあるが、それは透明性の対象として含まれている事項と考える。（上沼主査代理）</p> <p>・違法と評価できない情報の扱いについてはやはり慎重にすべきだと思います。どうしても削除すべきと考えられる有害情報があればそれはやはり量法と評価される場合が多いのではないかでしょうか。（藤原構成員）</p> <p>・有害情報については、まずはリスクが高いと考えられるものをピックアップして定義したうえで、透明性とアカウントバイアで、前述したとおり、アーキテクチャやアルゴリズムの介在によるシステム・リスクを把握・公表することを検討すべきである。（水谷構成員）</p>
41	<p>・相談者ががらり回しながらいよいよ、相談機関及びその対象となる相談などの相談の周囲についてより必要と考えられる。（上沼主査代理）</p> <p>・3/28の会議で、相談体制として電話で話したいという要望があつたことを踏まえた対応を検討する必要があるのでないか。（清水構成員）</p> <p>・情報通報問題に詳しい専門家、相談員の育成、人員は必要。（山根構成員）</p> <p>・損害賠償等民事上の請求について、警察を開示しないと請求ができるといふ見解がございましては改善の余地があるとは思うが、民事的手続きでの開示の可否やその要件等については十分な議論が必要。なお、受信者側にコントロール権を与えることは積極的に進めることについて賛成する。（上沼主査代理）</p> <p>・DMによる中傷についての相談は実際相当数あり、しかもしばら海外SNSのものであるため、警察が捜査することも事実上不可能なことが多い。そのため、DMについても開示請求ができるよう検討を進めるべき。（清水構成員）</p> <p>・匿名性に悪れた中傷を許容するべきではない。（清水構成員）</p> <p>・開示可否の判断に際して、請求者側が提示する通信内容を確認することには許されなければならない。他方で、それ以外の通信内容を調査するということは許されなければならない。（清水構成員）</p> <p>・DMについて、被害者が問題となるという点については理解できるものの、公然性のある表現よりもやはり通信に該当するものと考えられる。そういうふうである以上、この点に関する発信者情報開示請求は、通信の秘密との抵触も考えればさほどござる。むしろ、大量に送りてくるDMを被害者がみないで済みような、アーキテクチャの実装を支援することの方が、有効であるようと思われる。</p> <p>（水谷構成員）</p>	<p>・相談者ががらり回しながらいよいよ、相談機関及びその対象となる相談などの相談の周囲についてより必要と考えられる。（上沼主査代理）</p> <p>・3/28の会議で、相談体制として電話で話したいという要望があつたことを踏まえた対応を検討する必要があるのでないか。（清水構成員）</p> <p>・情報通報問題に詳しい専門家、相談員の育成、人員は必要。（山根構成員）</p> <p>・損害賠償等民事上の請求について、警察を開示しないと請求ができるといふ見解がございましては改善の余地があるとは思うが、民事的手続きを可能とするところについては極めて慎重とすべきである。（LINE）</p> <p>・DM等の一対一の通信についても開示請求を可能にしていただきたい（音事協・Jリーグ）</p> <p>・書法において、通信の秘密は個人として生きてい上で必要不可欠な権利として保護されていることはもちろん、通信の秘密の保障には、通信内容だけでなくその存在の秘密が確保されることから、一対一の通信における発信者情報開示請求を可能とするところについても考慮するべきである。（LINE）</p> <p>・D Mによる中傷についての相談は実際相当数あり、しかもしばら海外SNSのものであるため、警察が捜査することも事実上不可能なことが多い。そのため、DMについても開示請求ができるよう検討を進めるべき。（清水構成員）</p> <p>・匿名性に悪れた中傷を許容するべきではない。（清水構成員）</p> <p>・開示可否の判断に際して、請求者側が提示する通信内容を確認することには許されなければならない。他方で、それ以外の通信内容を調査するということは許されなければならない。（清水構成員）</p> <p>・DMについて、被害者が問題となるという点については理解できるものの、公然性のある表現よりもやはり通信に該当するものと考えられる。そういうふうである以上、この点に関する発信者情報開示請求は、通信の秘密との抵触も考えればさほどござる。むしろ、大量に送りてくるDMを被害者がみないで済みような、アーキテクチャの実装を支援することの方が、有効であるようと思われる。</p> <p>（水谷構成員）</p>
42	<p>・損害回復が困難な事案や二次的被害の発生が予見されるものについては、プラットフォーム事業者側において優先順位を上げて処理していくべきだ（UUUM）</p> <p>・プラットフォーム事業者の理解のみならず、インターネットの利用者に向けた注意喚起や意識啓発等の情報発信も重要。インターネット上の書法・有害情報による被害の全体数を減らすことにも積極的に取り組んでいただきたい（UUUM）</p> <p>・違法性・権利侵害性がない投稿について削除する場合、適切なバランスでの慎重なルールメイキングが必要だと思います。（伊藤構成員）</p>	<p>・損害回復が困難な事案や二次的被害の発生が予見されるものについては、プラットフォーム事業者側において優先順位を上げて処理していくべきだ（UUUM）</p> <p>・プラットフォーム事業者の理解のみならず、インターネットの利用者に向けた注意喚起や意識啓発等の情報発信も重要。インターネット上の書法・有害情報による被害の全体数を減らすことにも積極的に取り組んでいただきたい（UUUM）</p> <p>・違法性・権利侵害性がない投稿について削除する場合、適切なバランスでの慎重なルールメイキングが必要だと思います。（伊藤構成員）</p>
43	<p>61</p>	<p>61</p>